

障害のある子どもの

就学支援ハンドブック

～特別支援教育の充実によるインクルーシブ教育システムの構築～

本 編

令和8年3月

山梨県教育委員会

就学支援ハンドブックについて

平成18年12月の国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択されました。国内では、同条約の批准に向けて平成23年8月に障害者基本法が一部改正されたのをはじめ、障害者に関する制度の整備が進められました。

国際的な潮流も踏まえ、文部科学省や中央教育審議会初等中等教育分科会において今後の我が国の特別支援教育の在り方等についての議論が進められ、平成24年7月には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)がとりまとめられました。こうした議論も踏まえ、以降、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正(平成25年9月1日施行)、特別支援学校や小学校等の学習指導要領等の改訂(平成29年～31年公示)、高等学校等における通級による指導の制度化(学校教育法施行規則等改正(平成30年4月施行)など、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様な仕組みが整備されてきました。

また、令和3年1月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、我が国の特別支援教育に関する方向性が改めて示されたところです。同年6月には、「教育支援資料」(平成25年10月)が見直され、障害のある子供の就学先となる学校(小中学校等、特別支援学校)や学びの場(通常の学級・通級による指導・特別支援学級)の適切な選択に資することができるよう改訂され「障害のある子供の教育支援の手引」として示されました。この手引では、障害のある子供の教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載が充実されるなど、障害のある子供やその保護者、市区町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら、就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方が記載されています。

令和5年4月には、「障害のある子供の教育支援の手引」にある内容を反映させるとともに、就学事務に関係する一部内容の整理、様式等の変更など、切れ目のない支援体制の実現のため、見直しを行いました。さらに、令和8年4月には、各種通知の廃止等、義務教育学校の新設に伴い、内容の修正を行いました。

これらのことを受け、本県の障害のある児童生徒等の就学に関する手続等を示した「就学指導ハンドブック」として、インクルーシブ教育システム構築に向けた内容にしたものが本ハンドブックです。

本ハンドブックにおいて、次のように読み替えをしてください。

※小学校とは、小学校及び義務教育学校前期課程

※中学校とは、中学校及び義務教育学校後期課程

～ 目 次 ～

I	インクルーシブ教育システムの構築に向けて	
1	インクルーシブ教育システムとは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	「障害者の権利に関する条約」とインクルーシブ教育システム・・・・・・・・	1
3	就学先決定の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II	就学に関する教育相談体制の整備	
1	本県の就学に関する教育相談体制の整備・・・・・・・・	3
2	市町村教育委員会における教育相談体制の整備・・・・・・・・	4
	（1）適切な教育支援を行うための体制整備	
	（2）教育支援委員会等の役割	
III	障害のある児童生徒等の就学先の決定について	
1	就学義務・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	障害のある児童生徒等の就学先の決定の基本的な考え方・・・・・・・・	6
3	就学先を決定する際の障害の程度・・・・・・・・	6
	（1）通級による指導の対象となる障害の種類及び程度	
	（2）小学校、中学校の特別支援学級への就学	
	（3）特別支援学校への就学	
4	保護者及び専門家からの意見聴取・・・・・・・・	8
	特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障害の種類及び程度・・	9
IV	教育相談・就学先決定までのプロセス	
	障害のある子どもの教育相談・就学先決定までのプロセス（イメージ）・・・・・・・・	10
1	就学相談・支援担当、就学事務担当者の心構え等・・・・・・・・	11
	（1）関係者の心構え	
	（2）保護者の置かれた状態や考え・心情を理解する	
	（3）保護者の意向の尊重と子ども本人の教育的ニーズを第一に考える姿勢	
2	市町村教育委員会における教育相談体制の整備・・・・・・・・	12
3	就学先検討に向けた準備・・・・・・・・	13
	（1）保護者への事前の情報提供	
	（2）就学期における特別な支援が必要な幼児の把握	
	（3）就学相談の機会を通して	
	（4）保護者への就学に関するガイダンス	
4	就学先の検討（本人・保護者との合意形成）・・・・・・・・	15
	（1）保護者面談	
	（2）子どもに関する情報の収集	
	（3）学校見学や体験入学の実施	
	（4）教育的ニーズ等の検討	
	（5）個別の教育支援計画等の作成	
5	就学先の決定・通知・・・・・・・・	20
	（1）就学先の決定	
	（2）就学先の決定に当たっての市町村教育委員会の姿勢	
	（3）通知の発出	

- (4) 区域外就学等の届出があった場合の対応
- (5) その他の留意点
- 6 学びの場の柔軟な見直し（本人・保護者との合意形成）・・・・・・・・・・ 21
 - (1) 個別的教育支援計画の定期的な見直しを通じた継続的な教育相談
 - (2) 継続的な教育相談を行うための体制
 - (3) 就学先の検討, 変更
 - (4) 小・中学校での学びの場の変更

V 障害の状態等に応じた教育的対応

- 1 特別支援教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 障害のある児童生徒等への教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (1) 通級による指導
 - (2) 特別支援学級
 - (3) 特別支援学校
- 3 障害の特性と就学支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (1) 視覚障害
 - (2) 聴覚障害
 - (3) 知的障害
 - (4) 肢体不自由
 - (5) 病弱・身体虚弱
 - (6) 言語障害
 - (7) 自閉症
 - (8) 情緒障害
 - (9) 学習障害（LD）
 - (10) 注意欠陥多動性障害（ADHD）

VI 就学支援のためのQ&A

- Q 1：就学先を決定するに当たり，市町村教育委員会には，どのような責任があるのでしょうか？・・ 34
- Q 2：就学事務とは，どのようなものですか？・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- Q 3：就学義務の猶予又は免除について，猶予・免除の事由，手続きについて，教えてください。・・ 35
- Q 4：基礎的環境整備，合理的配慮について教えてください。・・・・・・・・ 36
- Q 5：特別支援学校への就学基準とされていた学校教育法施行令第22条の3の扱いについて教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- Q 6：就学先の決定に当たり，市町村教育委員会と保護者で合意形成に至らなかった場合の対応はどのようにすればよいですか？・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- Q 7：特別支援学校，特別支援学級の学級編制について教えてください。・・・・・・・・ 37
- Q 8：特別支援教育に関する校内委員会，特別支援教育コーディネーターの役割について教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- Q 9：重複障害（ちょうふくしょうがい）について教えてください。・・・・ 39
- Q 10：訪問教育について教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- Q 11：「個別的教育支援計画」とは，なんですか？・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- Q 12：「サポートノート（相談・支援ファイル）」，「就学支援シート」とは，なんですか？・・・・ 40
- Q 13：「個別の指導計画」とは，なんですか？・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- Q 14：「交流及び共同学習」とは，なんですか？・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

I インクルーシブ教育システムの構築に向けて

1 インクルーシブ教育システムとは

インクルーシブ教育システムとは、障害者等がより一層参加・貢献していくことができる「共生社会」を目指すため、障害者がその能力等を可能な限り発達させることができる教育の場を提供し、より一層社会に参加することを目的に、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされている。

その実現のために、学校の設置者や学校には、次のことが求められている。

- ・可能な限り障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育が受けられるよう配慮すること
- ・子どもにとって最も適した教育内容及び学びの場を提供すること
- ・通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校での指導の充実を図ること
- ・障害のある子ども一人一人の状況に応じた「合理的配慮※」を提供すること

※「合理的配慮」については、P 36を参照

2 「障害者の権利に関する条約」とインクルーシブ教育システム

平成26年1月20日に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」の第24条 教育には次のような内容が述べられている。

第24条 教育

1 締約国は、教育について障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度および生涯学習を確保する。（第2項以下省略）

本条約の「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」がインクルーシブ教育システムであり、その構築が求められている。

そこで、日本が本条約を批准するために国内法の整備等が行われ、平成23年8月には障害者基本法が改正された。その第16条には、次のように述べられている。

（教育）第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。（第2項以下省略）

また、平成25年9月1日には、学校教育法施行令の一部改正が公布され、障害のある児童生徒等の就学先を決定する仕組みや障害の状態等の変化を踏まえた転学等の制度の見直しが行われた。文部科学省から平成25年9月1日付けで出された「学校教育法施行令の一部改正について（通知）※」では、次の内容について整備を行うこととされている。

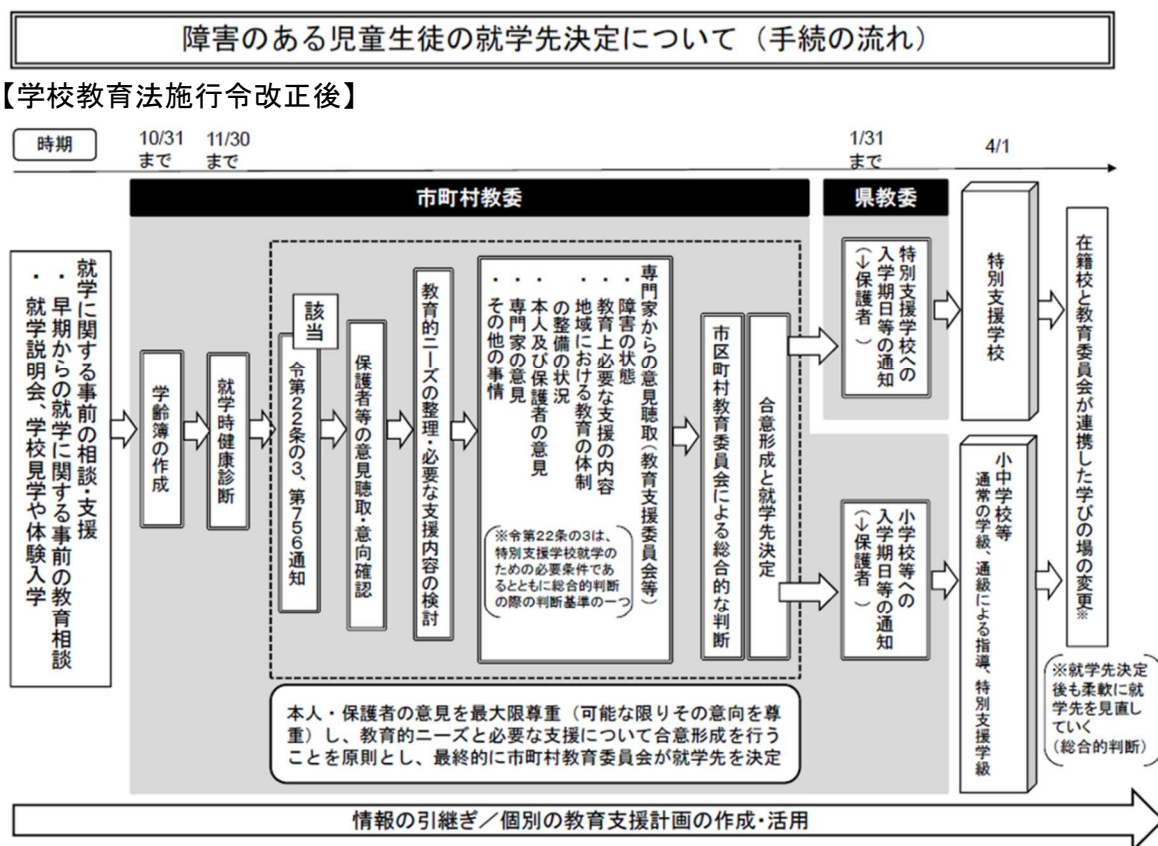
※資料編のP 8を参照

「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（25文科初第655号 平成25年9月1日）
改正の内容

1. 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）
2. 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）
3. 視覚障害者等による区域外就学（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）
4. 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

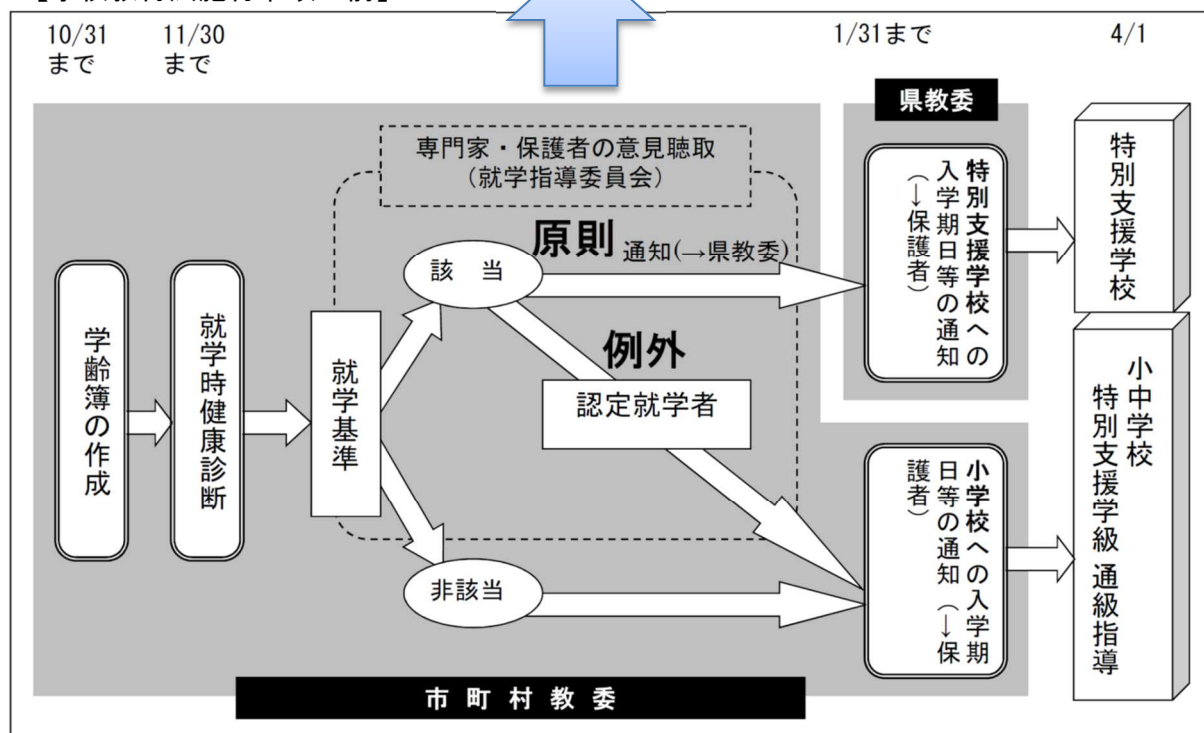
3 就学先決定の仕組み

特別支援学校の就学基準（学校教育法施行令第22条の3）に該当する児童生徒等は原則特別支援学校へ就学するという従来の就学先決定の仕組みから、次の図のように総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ変更された。



「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）から抜粋

【学校教育法施行令改正前】



「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）から抜粋

Ⅱ 就学に関する教育相談体制の整備

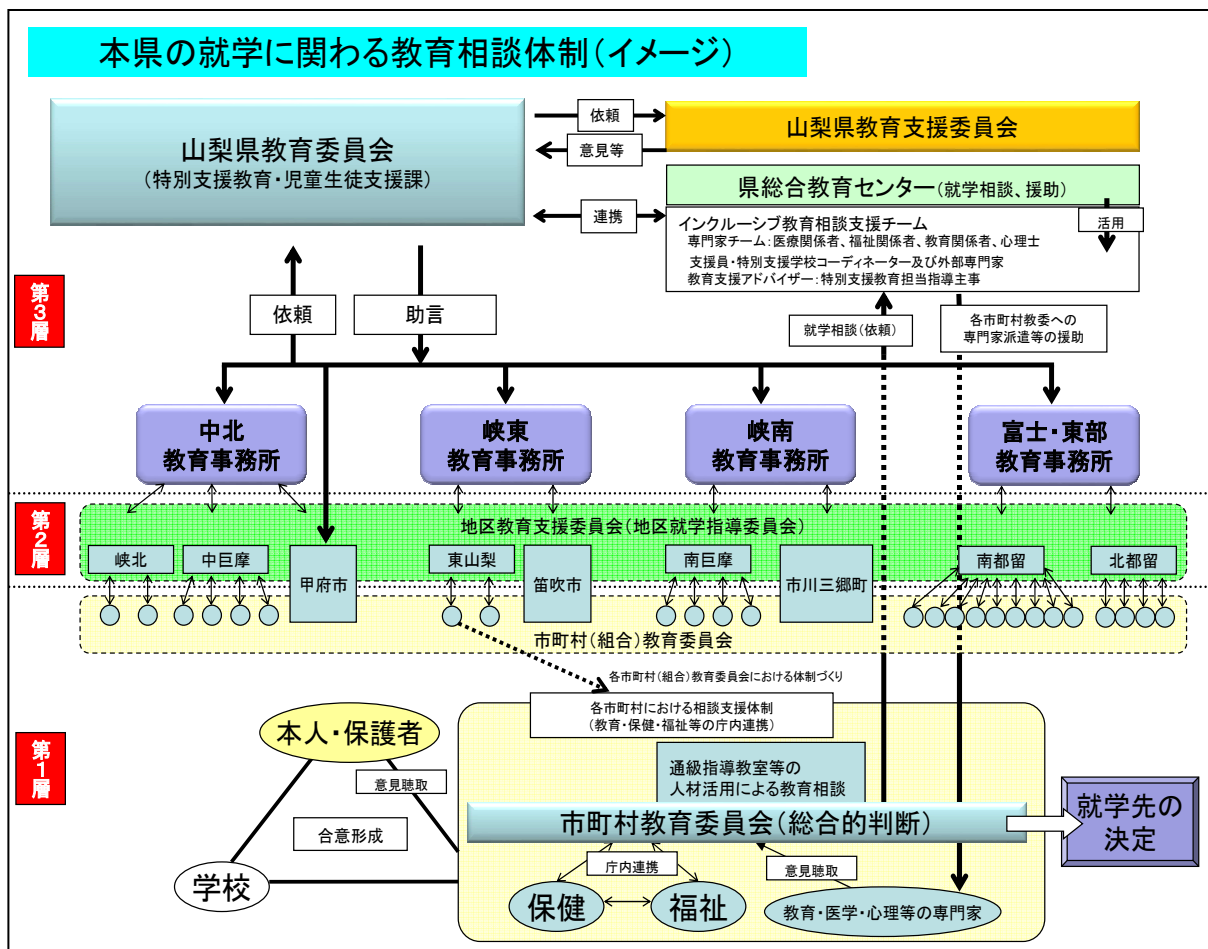
1 本県の就学に関する教育相談体制の整備

本県では、昭和54年の養護学校義務制に向けた就学指導体制整備の必要性から、市町村共同設置による地区就学指導委員会の整備が行われてきた。この設置形態は、市町村合併及び特別支援教育への転換後もそのまま継続されている。

一方、令和2年3月に山梨県教育委員会が公表した「やまなし特別支援教育推進プラン」では、「適切な合理的配慮の提供を促進し、多様な学びの場における一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えられる教育の充実を図ります」「各地域における指導・支援等を充実させるために、各教育事務所と市町村教育委員会の連携体制を強化します」「市町村教育委員会の主体的な就学支援の充実を図ります」等明記し、各市町村の主体的な取組、福祉、保健等の関係部局との連携体制の整備の推進を目指している。

障害のある幼児の保護者に対し、早期から就学に関する情報提供等をするためには、保健、福祉関係者との連携が不可欠となる。また、人事異動等による担当者の交代も考えられることから、教育相談体制の継続性を考慮し、システムとしての体制構築を進めていく必要もある。

各市町村では、就学前からの乳幼児健康診査（いわゆる乳幼児健診）との連携を行い、障害のある子どもの状況の把握や早期からの保護者への情報提供を図ることが重要となる。そのため、各市町村内で、教育・保健・福祉等の関係者による庁内連携の充実を図る必要があり、この連携体制が次のイメージ図の第1層となる。本県では、障害のある幼児児童生徒等の就学に関する専門家の数が少なく、市町村教育委員会毎の専門家の確保が困難なことなどから、市町村内の教育・保健・福祉等の関係者のつながりを密接にすることが、市町村単独の教育支援委員会（仮称）の役割を果たすことにつながると考えている。



【第1層】市町村における体制（教育支援委員会等の体制づくり）

- ・教育委員会、保健部局、福祉部局などの庁内連携による早期からの相談・支援の実施。サポートノート（相談支援ファイル）及び就学支援シート、個別の教育支援計画等の活用、障害に対する保護者の理解に関する支援、特別支援教育に関する情報提供など
- ・特別支援教育に携わったことのある教員OB等の活用による教育相談の実施。
- ・教育、医学、心理等の専門家からの意見聴取。（教育支援委員会等）
（市町村内の人材の活用、特別支援学校センター的機能の活用、県総合教育センターの相談機能の活用）
- ・本人・保護者、市町村教育委員会、学校等による合意形成に基づく就学先の決定。

【第2層】各地域における地区教育支援委員会（仮称）の活用

- ・必要に応じて地区教育支援委員会等を活用した教育的ニーズと必要な支援についての検討。
- ・就学先の決定に関する合意形成に関すること及び「合理的配慮」に関する妥当性等について、各市町村教育委員会からの依頼に対し助言を行う。
- ・合意形成に関する助言が困難な場合は、教育事務所を通じ県教育委員会への助言を依頼する。

【第3層】県における就学相談支援体制

- ・就学先の決定に関する合意形成に関すること及び「合理的配慮」に関する妥当性等について、教育事務所を通じた依頼に対し、県教育支援委員会からの意見等を基に助言を行う。
- ・状況把握、再度調査を必要とする場合は、総合教育センターの相談機能等を活用する。

2 市町村教育委員会における教育相談体制の整備

（1）適切な教育支援を行うための体制整備

市町村教育委員会が障害のある児童生徒等に対し適切な教育支援を行うためには、教育委員会に特別支援教育の経験豊かな職員を配置したり、保護者・本人との教育相談を行うことができる退職教員を非常勤職員等として配置したりするなど、障害のある児童生徒等に対する教育支援、すなわち教育相談の実施や個別の教育支援計画の作成等を行うための体制整備を図るとともに、教育支援委員会等の委員に専門性の高い人材を配置することが必要である。

就学先の決定に際して市町村教育委員会において適切な判断ができるようにするため、市町村教育委員会が、早期支援に係る機関（認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関）との連携強化による情報の共有化を推進するための体制整備が必要である。

市町村においては、教育委員会と首長部局との連携を密にして、教育委員会や学校と医療、福祉、保健等の関係機関が情報を共有するなど、連携が円滑に図られるようにする必要がある。

（2）教育支援委員会等の役割

教育支援委員会等においては、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、以下のように、その機能の拡充を図っていくことが求められる。

- （ア） 障害のある子どもの状態を早期から把握する観点から、教育相談との連携により、障害のある子どもの情報を継続的に把握すること。
- （イ） 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。

- (ウ) 教育的ニーズと必要な支援について整理し、サポートノート（相談支援ファイル）及び就学支援シート、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- (エ) 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- (オ) 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- (カ) 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- (キ) 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。
- (ク) 「合理的配慮」について、提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

Ⅲ 障害のある児童生徒等の就学先の決定について

1 就学義務

日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に基づき、保護者は、その保護する子女を、満6才に達した日の翌日以後の最初の学年の始めから、満15才に達した日の属する学年の終わりまでの9年間、小・中学校又は特別支援学校の小学部又は中学部に就学させる義務を負う。

また、市町村は児童生徒等を就学させるのに必要な小・中学校の設置を、都道府県は特別支援学校の設置が義務づけられている。

この就学義務に係る必要な手続は、学校教育法施行令に定められている。

なお、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村教育委員会は、就学義務を猶予又は免除することができる旨が、学校教育法に規定されている。ここでいう「病弱、発育不完全」については、特別支援学校における教育に耐えることができない程度としており、具体的には、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者を対象としていることに留意する必要がある。

2 障害のある児童生徒等の就学先の決定の基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）※」（平成25年10月4日付け25文科初第756号）に次のように示されている。

※資料編のP12を参照

（1）基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育が受けられるように配慮しつつ、必要な施策を講じること。

（2）就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

（3）障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

3 就学先を決定する際の障害の程度

※詳細はP9「特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障害の種類及び程度」を参照

（1）通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき、通級による指導を行う場合の障害の種類及び程度については、特別支援学級と同様に「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け2

5 文科初第 7 5 6 号) に示されている。対象となる児童生徒等のうち、その者の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこととされている。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒等に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒等について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮することが必要である。

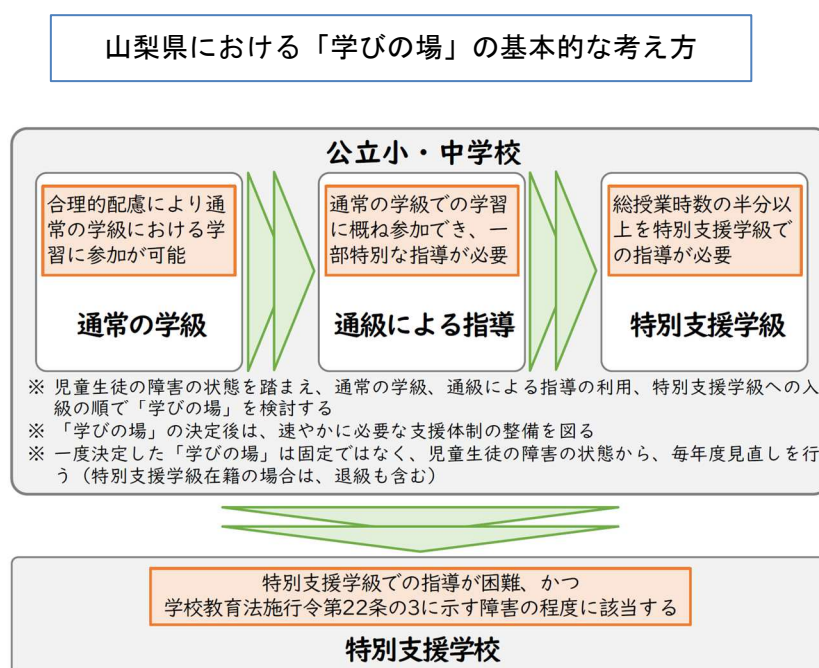
(2) 小学校、中学校の特別支援学級への就学

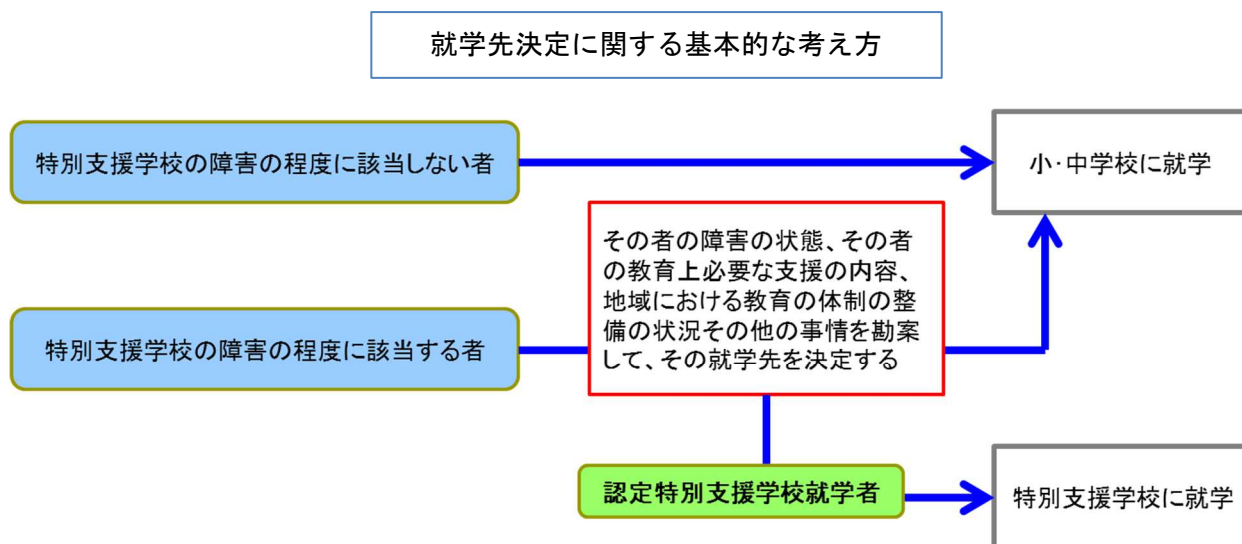
特別支援学級を置くことができる障害の種類については、学校教育法第 8 1 条第 2 項に示されている。また、対象となる障害の程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 2 5 年 1 0 月 4 日付け 2 5 文科初第 7 5 6 号) に示されている障害の程度の児童生徒等のうち、その者の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこととされている。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒等に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要である。

(3) 特別支援学校への就学

特別支援学校の対象となる障害の程度については、学校教育法施行令第 2 2 条の 3 に定められている。その対象となる者のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当である者（認定特別支援学校就学者）を対象とすることとされている。





市町村教育委員会は、障害のある者の就学の決定に当たり保護者及び専門家の意見を聴取

4 保護者及び専門家からの意見聴取

平成25年9月1日付けで施行された学校教育法施行令の一部改正により、障害の状態（学校教育法施行令第22条の3への該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障害のある児童生徒等の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められた。

障害の状態はあくまでも判断に当たっての一要素となり、そのほかに、教育上必要な支援の内容等についても保護者や専門家から正確な情報が収集・分析されることが必要となる。

また、教育上必要な支援の内容については、障害のある児童生徒等の成長の度合い等に応じて変容するものであり、就学当初の判断を最終・永続的なものとすることは不適當であって、転学等の判断時に市町村の教育委員会が最新の状況を正確に把握できることが重要となる。

これらを踏まえ、視覚障害者等が中学校又は特別支援学校中学部へ新たに就学する場合や学年途中の転学の場合等にも保護者及び専門家からの意見聴取を行うこととなっている。（学校教育法施行令第18条の2）

保護者・専門家からの意見聴取

視覚障害者等に対する意見聴取の有無	旧令	改正令
小学校への就学（4月入学）	○	○
小学校への途中転入，中学校への就学・途中転入	×	○
特別支援学校小学部への就学（4月入学）	○	○
特別支援学校小学部への途中転入，中学部への就学・途中転入	×	○

※改正令とは、平成25年9月1日付けで施行された学校教育法の一部改正を示している。

※「教育支援資料～障害のある子どもの就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」（平成25年10月）文部科学省初等中等教育局特別支援教育課から抜粋

特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のも	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱的状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱的状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	病弱又は身体虚弱的の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者		二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
多動性・注意欠陥障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

※特別支援学校は、学校教育法施行令第22条の3、特別支援学級及び通級指導教室については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号）から抜粋。

Ⅳ 教育相談・就学先決定までのプロセス

障害のある子どもの教育相談・就学先決定までのプロセス（イメージ）

※ 内の項目については、次ページからの説明を参考にしてください。

- 1 就学相談・支援担当，就学事務担当者の心構え等（P 1 1）
- 2 市町村教育委員会における教育相談体制の整備（P 1 2）

- ・教育，保健，福祉等の担当者同士の連携体制を構築し，保護者の心情に配慮しながら，就学に関する情報の提供や教育相談を行います。

一歳六か月健診，三歳児健診，五歳児健診，就学時健診などを活用した情報提供

- 3 就学先検討に向けた準備（P 1 3）

- ・教育に関する正確な情報を保護者へ提供するとともに，子どもにとって「今，どのような学びが必要であるか」を一緒に考えることが重要です。

保護者及び専門家からの意見聴取

- 4 就学先の検討（本人・保護者との合意形成）（P 1 5）

- ・子どもの情報の収集や学校見学等を実施し，教育的なニーズと必要な支援について検討を進めます。これらの情報を個別の教育支援計画等にまとめ，就学後の指導に活かせるように準備をします。
- ・保護者や専門家（教育支援委員会）からの意見聴取を行います。
- ・就学先について，保護者との合意形成が困難な場合は，教育支援委員会等へ助言を求めます。

地区教育支援委員会等

県教育委員会

県教育支援委員会

- 5 就学先の決定・通知（P 2 0）

- ・就学先の決定に当たっては，子どもが就学先の学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要です。
- ・特別支援学校へ就学する場合は，県教育委員会と十分な連携を図ることが必要です。

保護者及び専門家からの意見聴取

- 6 「学びの場」の柔軟な見直し（本人・保護者との合意形成）（P 2 1）

- ・子どもの教育的ニーズ等の変化に継続的かつ適切に対応するため，継続的な教育相談を行います。
- ・この際も，保護者や専門家（教育支援委員会）からの意見聴取を行い，必要に応じて就学先の変更について検討します。

地区教育支援委員会等

県教育委員会

県教育支援委員会

1 就学相談・支援担当，就学事務担当者の心構え等

ポイント

- 教育，保健，福祉等の担当者の連携による早期からの支援体制の充実
- 障害のある子どもの「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自覚
- 関係機関の存在や機能（支援内容）に関する情報の周知
- 保護者の心理状態の理解と長期的できめ細やかな対応
- 就学後の適切な教育・支援の方向性を話し合うための教育相談

（１）関係者の心構え

障害のある子どもの教育に当たっては，その障害の状態等に応じて，可能性を最大限に発揮させ，将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って，一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要である。このため，就学先の決定に当たっては，早期からの相談を行い，子どもの可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に，本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で，総合的な判断をすることが重要である。

障害のある子どもの就学先の決定には，教育委員会担当者，教育・保育の担当者，保健・福祉の担当者，医療担当者等，多くの関係者がかかわることとなり，かつ，これらの関係者が相互に密接な連携を図ることが必要となる。仮に，関係者が連携をしていなかったり，関係機関の存在と機能（支援内容）が保護者に周知されていなかったり，関係機関や担当者により考え方や対応が異なっている場合，保護者がどこに相談に行けばよいのか分からない，子どもの教育的ニーズについての誤解，保護者が知っておくべき情報の偏りや漏れ，繰り返し異なる機関に出向くことへの負担感など，様々な問題が生じる要因となる。

就学先の決定にかかわる関係者の対応いかんによっては，子どもがもてる力を高め，障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するための，適切な教育や必要な支援を十分に享受することができず，結果として，子どもの学習する権利を奪うことになりかねない。就学先決定にかかわる者は，障害のある子どもが自己の可能性を伸ばし，自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自覚を強くもつことが必要である。

（２）保護者の置かれた状態や考え・心情の理解

我が子に障害があると判断され，そのことが初めて伝えられたとき，多くの保護者が動揺を見せる。また，医学・生理学的検査で短期的に診断が確定する障害と，継続的な心理学的検査で一定の期間において診断（判断）される障害と，ある程度成長した後に顕在化する障害とでは，保護者の障害の理解へのプロセスが異なることが予想される。保護者によっては，障害の理解にかなりの時間を要する場合もあり，いずれにせよ，一人一人の保護者の心理状態をよく理解した上で，長期的できめ細やかな対応が望まれる。

したがって，相談者は，このような保護者の心情や，子どもの現在までの治療・療育歴，育児等の経過について傾聴するとともに，共感的理解に努め，保護者との信頼関係を築きながら，温かい人間関係の中で相談に当たることが大切である。

保護者には，早期から養育や教育について様々な機関において相談し，助言を得ながらも，なお悩みや不安を解決できない場合がある。そのような保護者の悩みや不安に応えるためには，教育，医療，福祉，保健等の専門家や専門機関による適切な教育相談の体制を整える等，教育委員会においては教育相談体制を整備するとともに，特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等における相談機能の充実を図ることが必要である。また，必要に応じ，児童相談所，障害児通所支援事業所等の関連機関との連携・協力を図っていくことも重要である。

保護者がその心の葛藤を克服し、解決への努力を続け、やがて子どもの障害を理解していくには、相談者が果たす援助者としての役割は非常に重要である。

保護者が、「これまでの養育が悪かったと、自分が責められるのではないか」等の不安を感じつつ、相談に臨んでくるような場合もある。教育相談においては、障害の有無や原因を見つけるのではなく、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要である。そのためには、子どもの障害やできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、子どもができるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまくかかわっている点などを評価したりするなどして、保護者の不安を和らげることに配慮することが大切である。

また、教育相談は、その後の適切な教育・支援のための方向性を話し合うことが目的である。子どもの可能性を最大限伸長させるための教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、保護者とともに合意形成を図っていくことが求められる。

（３）保護者の意向の尊重と子ども本人の教育的ニーズを第一に考える姿勢

市町村教育委員会は、障害のある児童生徒等の就学先決定に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の判断を行うこととなる。

なお、この場合においては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が、行政上の役割として就学先を決定することとなる。

障害のある児童生徒等の教育に関する基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点である。

その上で、保護者の思いと子ども本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意することが必要である。保護者の思いを受け止めるとともに、本人の教育的ニーズは何かを考えていくことが必要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞くとともに、本人・保護者が置かれた状況を十分に把握しつつ、共通認識を醸成していくことが重要である。

２ 市町村教育委員会における教育相談体制の整備

ポイント

- 子どもの適切な就学に関する責任
- 早期からの教育相談の機会の設定
- 適切な情報提供と個人情報の取扱い

市町村教育委員会は、域内に住所が存する子どもの適切な就学についての責任を負っている。そのため、早期からの教育相談の機会を設定し、障害の状況の把握や保護者の意向を十分に把握しながら、保護者との信頼関係を築いた上で、適切な情報提供に努め、個人情報の取扱いに留意しつつ、障害のある子どもの就学先決定にかかわっていくことが求められている。

また、中央教育審議会初等中等教育分科会報告において提言された「教育支援委員会（仮称）」等を設置し、専門家の意見を聴きながら、就学先決定のプロセスをたどっていくこととなるが、特に教育支援委員会等の事務局として、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが大切である。

特に、設置者が異なる特別支援学校に就学した子どもについては、就学先の学校との連絡や教育支援委員会等との連携など、就学後もフォローアップを図ることができるように努めることが大切である。そうしたフォローアップをしていくためには、担当者が継続して業務を担当することが望ましいが、それが困難な場合は、丁寧な引継ぎを行い、情報が確実に伝わるようにする必要がある。

3 就学先検討に向けた準備

ポイント

- 保護者への事前の情報の提供
- 保護者が子どもに必要な学びを認識できるような援助
- 就学期における特別な支援が必要な幼児の把握
- 保護者への就学先決定に関するガイダンス

教育相談において保護者に提供しなければならないのは、子どもの可能性を最大限に伸ばせる教育の場に関する正確な情報である。このため、教育相談の初期段階においては、相談者は、保護者に対し、その子どもにとって「今、どのような学びが必要であるか」が認識できるような援助をするとの視点をもつことが大切である。その際、様々な情報を、保護者が理解しやすい表現で示し、また、特別な教育的対応の必要性について保護者が判断できるような情報を提供していくことが必要である。さらに、子どものできることや進んでいる面を具体的に示し、今後の教育目標や課題を明確にすることも大切である。

特に、就学先の決定については、保護者にとっての最大の関心事項の一つであり、保護者の多くは、就学する予定の学校において、自分の子どもにどのような学習内容を設定し、どのような方法で教育を行うのか、子どもの成長・発達の見通しなどについて、具体的に知りたいと考えている。このような保護者の希望に応え、保護者の十分な理解を得るため、学校との連携や協力を十分に図りながら、具体的な情報提供の機会となる学校見学や体験入学の機会を活用するよう、保護者へ積極的に働きかけることが大切である。

（１）保護者への事前の情報提供

① 啓発資料の活用

保護者が就学について関心をもったときや不安に感じたとき、必要な情報に手軽にアクセスできることが必要であり、情報提供の方法としては、教育委員会のホームページへの掲載やパンフレットの作成など、様々な考えられる。障害のある子どものためにどのような教育が用意されているのか、子どもの教育について相談したいときにはどうしたらよいのか、就学までにはどのようなことをしなければならないのかなど、初めに知りたい情報を整理して提供するとともに、詳しい情報へのアクセス方法を周知することが大切である。

② 先輩の保護者等の経験に学ぶ機会の設定

既に就学している子どもの保護者の体験を聞く機会を設けたり、就学に関する体験集を活用したりすることは、保護者ばかりでなく、認定こども園、幼稚園、保育所等の関係者に対しても、就学に対する理解啓発を図ることにつながる。

障害のある子どもの保護者や一般の参加者を対象に、障害のある子どもの学校教育の理解を図るための会などを開催することや、学校教育の状況を紹介することは、障害のある子どもの教育について地域の理解を深めることにもつながる。また、関係団体等の主催により行われるものもあり、これらの取組と適切な連携を図ることも重要である。

（２）就学期における特別な支援が必要な幼児の把握

特別な支援が必要な子どもを把握するために、早期からの支援を行っている機関と連携を図ることが重要である。具体的には、市町村教育委員会が、認定こども園、幼稚園、保育所、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、就学前の支援機関、その他の医療・福祉・保健の関係機関など、早期からの支援を行っている機関を対象に、次のような取組を行うことによって、就学相談の対象となる子どもの把握が円滑にできるようになると考えられる。

- ① 早期からの支援を行っている機関への情報の提供
- ② 早期からの支援を行っている機関を通した、保護者への就学相談に関する情報の提供（就学に関するパンフレットの配布、就学相談の案内等の配付）
- ③ 早期からの支援を行っている機関を通した、保護者への特別な支援に関する研修の機会の提供
- ④ 早期からの支援を行っている機関における個別の支援計画の作成への参加
- ⑤ 早期からの支援を行っている機関におけるケース会議への参加
- ⑥ 教育委員会や学校等が行う相談や支援の提供（教育センターの相談等）

（３）就学相談の機会を通して

就学相談は、保護者に、就学について考えるきっかけを提供することになる。早期からの支援を行っている機関に通っていない子どもや、早期からの支援の対象になっていない子どもも存在することもあり、就学相談の機会を通して特別な支援の必要な子どもを把握することは重要である。

本県の就学相談の機会には、次のようなケースがある。

- ① 市町村教育委員会で常設されている場合
- ② 市町村教育委員会や学区の小学校、特別支援学校で申込みがあったときに行われる場合
- ③ 就学に関する説明会・研修会や健康診断（３歳児健診、５歳児健診、就学時健診等）の機会に設けられる場合

（４）保護者への就学に関するガイダンス

①就学先決定に関するガイダンスの目的

円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期に、就学先決定についての手続の流れや、就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンス（就学相談の概要と流れ、今後の予定等の説明）を行うことが必要である。

②就学先決定に関するガイダンスの内容

就学先決定に関するガイダンスにおいては、保護者が、子どもの健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で就学先決定の話合いに臨むことができること、子どもの可能性を最大限伸長するための就学先決定であること、保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して就学相談に臨むことができるようにすることが大切である。また、域内の学校（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）や支援のための資源の状況、入学までのスケジュール等を分かりやすく伝え、保護者の就学相談に対する主体性を引き出すことが大切である。

③就学先決定に関するガイダンス実施上の留意点

就学先決定に関するガイダンスと就学相談が同時に行われることがあるが、年度当初にガイダンスの機会を設定し、保護者が見通しをもって就学先決定のための相談に応じることができるような取組をすることも考えられる。

具体的な就学先の検討の開始に先立って、保護者に対し、全体的な事務手続の流れや就学相談や学校見学・体験入学等のスケジュール、また、就学先について意見聴取が行われること、実際の就学先決定後も障害の状態等を踏まえ柔軟に転学が可能であることなどを伝え、その理解を促すことがガイダンスのポイントであり、円滑な手続の実施に欠かせないプロセスとして、その充実を図っていく必要がある。

就学先決定後に柔軟に転学ができることについては、学校現場でも「一度決めた就学先は変えることができない」と誤解されていることがある。こういった情報の食い違いが、保護者の学校への信頼を失わせることもあることを踏まえ、市町村教育委員会と県教育委員会が連携を図り、域内の小・中学校等や特別支援学校の教職員に対して、柔軟に転学ができることの周知を図ることが重要である。

4 就学先の検討（本人・保護者との合意形成）

ポイント

- 保護者面談の実施（生育歴、家庭環境、保護者の意向等の聞き取り）
- 子どもに関する情報の収集
- 学校見学や体験入学の実施
- 教育的ニーズの検討
- 個別の教育支援計画等の作成

（１）保護者面談

①面談の内容

保護者面談では、子どもの発達や障害の状態、生育歴や家庭環境、これまでの療育や教育の状況、教育内容や方法に関する保護者の意向、就学先に対して保護者が希望することなどを聴取する。その際、早期からの支援を通してサポートノート等が作成されている場合にはその活用を徹底し、生育歴や家庭環境等の情報を必要以上に繰り返し尋ねることなどがないよう、十分留意する必要がある。

なお、この面談の前に、就学先決定に関するガイダンスが実施されており、保護者が教育相談・就学先決定の仕組みや手順について理解していることが重要である。仮にガイダンスが行われていない場合には、保護者面談の最初に実施する必要がある。

その上で、担当者が、保護者に特別支援教育の仕組みや地域の特別支援教育の実施状況などについて情報を提供するとともに、今後の教育相談の進め方について保護者の意向を聴き、連絡方法等を確認する。

②保護者面談に当たっての留意事項

保護者面談を実施するに当たっては、以下の事項に留意する必要がある。

- ・保護者が心を開いて話せる雰囲気をつくるために、静かでくつろげる環境設定に配慮すること。
- ・限られた時間の中での大切な出会いであることを念頭において、相互の信頼関係を築くことに心がけること。
- ・相談が単なる質問や調査に終わることのないよう留意し、保護者の教育に対する意向等に

十分耳を傾けること。

- ・保護者に不安を与えたり、不快感を与えたりするような対応をしないこと。
- ・保護者のもつ情報が少なかったり、偏っていたりする場合には、適切な情報を提供すること。
- ・面談担当者には個人情報に関する守秘義務があることを保護者に伝えておくこと。

（２）子どもに関する情報の収集

①これまでの教育及び支援機関等からの情報収集

子どもが通園・通学する認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・児童発達支援センター等の就学前支援機関・放課後等デイサービス等の放課後支援機関等から保育・教育の内容や方法、特別な支援の内容や方法等について情報収集する。

上記の機関で、既に個別の教育支援計画や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等が作成されている場合には、その活用方法について機関と協議する。

②行動場面の観察

個々の子どもの教育的ニーズを把握し、必要な支援の内容を検討する上で、実際の子どもの行動場面を観察することは欠かせない。

この場合においては、新しい教育機関で行う教育をよく知る者（新１年生の場合には、小学校や特別支援学校小学部の担当者）が、子どもの実際の行動場面を観察して発達や障害の状況を把握するとともに、成長・発達のために必要な条件等を考察することなどが大切である。

行動場面の観察の方法としては、巡回教育相談や検査時などに併せて行う方法や、子どもが通園・通学する認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・児童発達支援センター等の就学前支援機関・放課後等デイサービス等の放課後支援機関等に観察担当者が出向く方法などを積極的に検討することが望まれるが、以下の点に留意して行うことが重要である。

○ 子どもとの直接的なかかわりを大切にする

ワンサイド・ミラーを通した静的な観察よりも、子どもとの直接的なかかわりや働きかけを通じて行う方が有効な情報が多く得られる場合もある。さらに、子どもとかかわっている様子を保護者に見学してもらうことで、保護者自身が子どものことについて理解を深めることができる場合が多い。なお、子どもによっては、直接的なかかわりによって、緊張してしまう場合があることにも留意する。

○ 子どもの可能性を探る視点をもつ

できる・できないの観点から行うのではなく、どのような条件や援助があれば可能なかなど、子どもの成長・発達の可能性を探る視点をもって行うことが大切である。

○ 複数の視点から観察する

可能であれば関係者が複数で観察を行い、多様な観点から行動を評価する必要がある。観察者が一人の場合は、子どものとった行動について、保護者や認定こども園・幼稚園・保育所等の関係者の考えを聴くことなども求められる。

○ 事前の情報収集を大切にする

保護者面談等を通じて、子どもの障害の状態や子どもが興味・関心をもって取り組むことができること等の情報を集めておくことが大切である。その情報をもとに課題の準備や環境の設定を工夫することにより有効な情報を得られる。

（３）学校見学や体験入学の実施

①学校見学

保護者が、就学先に関する情報を得るために学校見学を行う場合は、単なる学校施設の見学だけに終始しないようにする配慮が必要である。特に、学校が子どもを大切にしているという第一印象や、学校が保護者を迎える温かい雰囲気が、保護者の就学先の決定に大きく影響を与える場合が少なくない。したがって、学校を案内する場合には、保護者の学校教育に対する期待を十分理解し、見学場面における学習内容のねらいや次にどのような学習に発展していくのかなどについて、具体的に説明することが大切である。また、子どもが就学した場合には、どのような指導を受けることができるのか、どのような配慮を実施することができるのか、子どもの成長・発達の見通しはどのようなか等についても、具体的に知らせることが大切である。

また、見学に当たっては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など、幾つかの就学予定先の見学の機会を設け、保護者が子どもの就学先決定に当たって幅広い視点をもてるようにすることも大切である。

学校見学の実施に当たっては、保護者が知りたいことに的確に応えるための十分な準備が重要であり、学校見学当日も、資料等に基づき、分かりやすく、具体的に説明することが求められる。一方、学校に対しては、特別な準備をするのではなく、ふだんの学校生活をありのままに見てもらうように伝えることが重要である。

学校見学の終了後においては、教育相談担当者は、見学した学校に関する保護者の疑問や感想を確認し、今後の相談の進め方や手続等について説明する。学校見学は、保護者の理解と納得が得られるまで複数回行う必要がある場合もある。型どおりに進めることなく、保護者の意向を十分に把握しながら計画することが大切である。

②体験入学

体験入学は、就学前に子どもが学校の日課に従って実際に授業に参加し、学習活動を体験する機会として実施するものである。自身の子どもが実際に授業に参加している姿を、保護者が見学することにより、子どもの能力や適性、教師の子どもに対する姿勢、教育内容・方法について、具体的かつ、より客観的に知ることができる機会となる。

学校は、体験入学を実施するに当たり、その具体的な計画について、学校全体の共通理解を図り、組織的に行うことが必要である。特に、体験入学に参加する子どもにとっては、慣れない場での初めての経験であることを考慮して、温かい雰囲気の中で、楽しく活動ができるような配慮を行うことが重要である。

（４）教育的ニーズ等の検討

①教育的ニーズと必要な支援の検討

就学先決定の仕組みにおいては、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市町村教育委員会が就学先を決定することとなる。

市町村教育委員会は、子どもの発達や障害の状態、これまでの教育・保育及び支援の状況、保護者面談等を踏まえ、当該児童生徒等の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、本人・保護者や学校等との合意形成を進めていくこととなる。

この場合においては、教育的ニーズと必要な支援の提供について、地域の教育資源等をどのように活用できるのかとともに、現在の教育資源では提供が困難な内容を明確にすることも重要であり、就学先の違いにより必要となる環境や支援の内容、期待される教育効果、将来の支援の見通しなどについても検討し、整理することが必要である。

②保護者からの意見聴取

保護者からの意見聴取に当たっては、これに先立ち、就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後、保護者が考える時間を十分に確保しておくことが必要である。その際、支援を必要とする理由や、就学先で得られる教育効果等についても、分かりやすく丁寧に説明することが重要であり、あらかじめ両親や家族で相談しておくことを勧めたり、既に就学している子どもの家族に相談できる機会を設けたりするなどの取組も有効である。

また、この場合においては、障害者基本法第16条第2項により、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」旨が規定されている点にも留意しなければならない。

なお、障害のある子ども本人の意見については、学齢児童生徒の段階においては、一般的には保護者を通じて表出されるものと考えられるが、中学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいては、障害や発達の状況等を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられる。

③専門家からの意見聴取

就学先の検討に当たっては、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して総合的な判断のための検討を行うことなどが考えられる。なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会が就学先の決定を行うに際して、その判断に資するよう実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要である。

また、教育支援委員会等については、早期からの一貫した支援の観点から、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援センター等の障害児通所支援施設や放課後等デイサービス、児童相談所の職員等の参画を得ることも有効と考えられる。

④本人・保護者、教育委員会及び学校の合意形成

新たな就学先決定の仕組みにおいて、最も重要な理念の一つが、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等との合意形成である。就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。なお、この際に、合理的配慮の内容についても合意形成を図ることが望ましい。

さらに、就学後においても支援の内容や就学先について必要に応じて見直すことや、見直しの時期及び見直しのための手続についても理解を共有しておく。なお、特別支援学校に就学する場合には、必要に応じて居住地にある小・中学校との交流及び共同学習等についても、了解を得ておくことなどが考えられる。

また、具体的な合意形成の方法としては、三者が協議の場をもち、十分な話し合いの上で合意していくことが望ましい。

⑤合意形成に至らなかった場合の対応

共生社会の形成に向けた取組としては、教育委員会が、早期からの教育相談・支援による相談機能を高め、合意形成のプロセスを丁寧に行うことにより、十分に話し合い、意見が一致するように努めることが望ましい。しかしながら、それでも意見が一致しない場合が起こり得るため、市町村教育委員会の判断の妥当性を市町村教育委員会以外の者が評価することで、意見が一致する可能性もあり、市町村教育委員会が調整するためのプロセスを明確化しておくことが望ましい。例えば、本人・保護者の了解を受け、各地区の教育支援委員会へ助言依頼を行い、その助言を基に再度調整を図ることや、より専門的な助言を求める必要があ

る場合は、県教育委員会へ助言依頼を行い、県が設置する教育支援委員会を活用することも考えられる。なお、市町村教育委員会は、あらかじめ本人・保護者に対し、行政不服審査制度も含めた就学に関する情報提供を行っておくことが望ましい。

また、より実践的な方法としては、例えば、課題点を明確にした上で体験入学を実施し、一定期間の体験入学の後に、再び検討の場をもつことなども考えられる。

（５）個別の教育支援計画等の作成

①個別の教育支援計画等の作成

市町村教育委員会が、原則として翌年度の就学予定者を対象に、それまでの支援の内容、その時点での教育的ニーズと必要な支援の内容等について、保護者や認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して「個別の教育支援計画」等として整理し、就学後は、学校が作成する個別の教育支援計画の基となるものとして就学先の学校に引き継ぐものとする。その際、既に認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関が個別の支援計画やそれに類似した計画を作成・活用している場合は、既存の類似した計画等の関係資料を、早期からの一貫性や一覧性が高く関係機関等の間の情報共有が容易なファイル（サポートノート等）の形でとりまとめ、適宜就学に関する情報を累加するなど、計画作成の作業負担の効率化を図ることも有効である。

なお、個別の教育支援計画に係る教育と福祉の連携については、改正児童福祉法等の施行（平成２４年４月）に伴い、平成２４年４月１８日付けで厚生労働省と文部科学省の連名による事務連絡「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」が発出されており、これらを踏まえ、障害児相談支援事業所等において作成される「障害児支援利用計画等」との連携を図ることも重要である。

②個別の教育支援計画に盛り込まれるもの

障害の状態、教育的ニーズと必要な支援の内容、保護者の意見、合理的配慮の内容、就学先の学校で受ける指導や支援の内容、関係機関が実施している支援の内容等について記載する。

③個別の教育支援計画の作成過程

認定こども園、幼稚園、保育所等において個別の教育支援計画や個別の支援計画等が作成されている場合は、それらとの整合性や一貫性をもって作成するよう努めることが必要である。

就学移行期に作成される個別の教育支援計画は、認定こども園、幼稚園、保育所等における幼児の状況等を踏まえ、就学先の学校及び就学先の学校における教育支援の内容等が含まれるものであり、専門機関等の関係者や保護者の参加を得て、当該児童に最もふさわしい教育支援の内容や、それを実現できる就学先等を決定していく過程で作成される。

就学移行期に作成される個別の教育支援計画は、保護者を含め関係者の間で、その子どもに対する長期的な展望に立った指導や支援の方針や方向性に対する共通理解を得ながら作成されるものとなり、当該の子どもにふさわしい就学先の学校や教育支援の内容についても、早い時期から共通認識が醸成されることが期待される。

個別の教育支援計画は、就学前の支援を引き継ぎ、教育相談の過程を経て作成され、新たな就学先における支援の充実を図るものである。したがって作成後は、保護者の了解を得た上で、就学先に引き継がれていくことが必要である。

5 就学先の決定・通知

ポイント

- 合意形成を原則とした就学先の決定
- 保護者の思いを受け止めるとともに、本人に必要なものは何かを考えていく姿勢
- 県教育委員会との密接な連携

日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に基づき、保護者は、その保護する子女を、満6歳に達した日の翌日以後の最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの9年間、小・中学校又は特別支援学校の小学部・中学部に就学させる義務を負っている。この義務に基づく必要な手続に関しては、学校教育法施行令に定められている。

なお、学校教育法においては、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、就学義務を猶予又は免除することができる旨が規定されているが、これは就学義務の例外的措置として扱われるべきものである。

（１）就学先の決定

新たな就学先決定の仕組みにおいては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、最終的には市町村教育委員会が、児童生徒等の就学先を決定する。

市町村教育委員会が、就学先の判断を行い、これに関する通知を発出する場合、別途、就学する学校の変更手続（学校教育法施行令第8条及び第16条）等による変更がなされない限りは、その子どもはその学校に就学することとなる。よって、就学先の決定に当たっては、その子どもがその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、この確認や実際の受入れ体制を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。

（２）就学先の決定に当たっての市町村教育委員会の姿勢

障害のある児童生徒等の教育に関する基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点である。

就学先の決定に当たっては、市町村教育委員会が本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することとなる。その上で、保護者の思いと子ども本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意することが必要である。保護者の思いを受け止めるとともに、本人に必要なものは何かを考えていくことが必要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、共通認識を醸成していくことが重要である。

市町村教育委員会は、保護者への情報提供や相談を十分に行うとともに、保護者の意見を可能な限り尊重した上で、子どもにとって最も適切な就学先を判断することが必要である。また、就学移行期の個別の教育支援計画の作成・活用を通じ保護者との共通認識を醸成しておくことや、後述する継続的な教育相談・指導を実施することなどにより、適切かつ柔軟できめ細かな対応を行っていくことが求められる。

（３）通知の発出

①小・中学校へ就学する場合

小・中学校への就学が適当と判断された児童生徒等については、前年度の１月末までに、市町村教育委員会から保護者に対し、就学通知を発出する。（学校教育法施行令第５条第１項及び第２項）

また、市町村教育委員会は、これと同時に、当該児童生徒等が就学する小・中学校の校長に対しても、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知する。（学校教育法施行令第７条）

②特別支援学校へ就学する場合

特別支援学校への就学が適当と判断された児童生徒等については、前年度の１２月末までに、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対し、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。（学校教育法施行令第１１条第１項）

都道府県教育委員会は、当該通知を受けた児童生徒等について、保護者に対し、小・中学校と同様、前年度の１月末までに、特別支援学校への就学通知を発出する。（学校教育法施行令第１４条第１項）

また、都道府県教育委員会は、これと同時に、当該児童生徒等が就学する特別支援学校の校長に対しても、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知するとともに、市町村教育委員会に対しても、当該児童生徒等の氏名、入学期日及び指定した特別支援学校を通知する。（学校教育法施行令第１５条第１項及び第２項）

（４）区域外就学等の届出があった場合の対応

区域外就学等の届出があった場合においては、住所の存する市町村教育委員会における以降の手続は停止される。（学校教育法施行令第５条第３項及び第１１条第３項）

なお、既に市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対し、特別支援学校に就学することが適当である旨が通知された後に区域外就学等の届出があった場合においては、都道府県における特別支援学校への就学通知の発出に向けた手続を停止する必要があることから、区域外就学等の届出があった旨を、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して通知する。（学校教育法施行令第１３条の２及び第１４条第３項）

（５）その他の留意点

児童生徒等への一貫した支援を充実させるため、保護者の了解を得た上で、子どもの就学先等について、これまでの支援機関等に対して情報提供を行い、子どもの就学先への支援の引継ぎ等について協力を求めることが考えられる。

また、特別支援学校へ就学することが適当と判断された児童生徒等については、以降の手続が円滑かつ速やかになされるよう、都道府県教育委員会との密接な連携が求められる。

６ 学びの場の柔軟な見直し（本人・保護者との合意形成）

ポイント

- 継続的な教育相談の実施
- 就学後の子どもの状況の把握
- 就学先の変更を含めた子どもの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の方法等の定期的な見直し

（１）個別の教育支援計画の定期的な見直しを通じた継続的な教育相談

特別支援教育は、子ども一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導や必要な支援を行うことを理念とするものであり、子どもの障害の状態の変化等に応じて適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要がある。

小学校や特別支援学校就学後、障害の状態の変化や適切な指導や支援を行う場の検討の結果、就学先を変更することが適切と考えられる子どももいる。このような、子どもの教育的ニーズ等の変化に継続的かつ適切に対応するため、特別支援学校や小・中学校において個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、その内容の充実を図るとともに、同計画を定期的に見直すことを通じて、継続的な教育相談を行う必要がある。

なお、継続的に教育相談を行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合もある。これらの相談は、保護者を説得するためのものではなく、子どもの成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されるよう、努力する必要がある。

このように就学後も継続的に教育相談・指導を行うことにより、就学先の変更を含め、子どもの一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の方法等を定期的に見直すことが必要である。

（２）継続的な教育相談を行うための体制

障害の状態等の変化による、特別支援学校から小・中学校、又は小・中学校から特別支援学校への転学については、いずれも、校長の思料により、その検討が開始される。（学校教育法施行令第6条の3第1項、第12条の2第1項）

このため、小・中学校及び市町村教育委員会に加え、特別支援学校及び都道府県教育委員会においても、継続的な教育相談を行うための体制が必要となることに留意する必要がある。各学校における校内委員会等の体制整備や、県教育委員会による専門家チームでの検討や定期的な巡回教育相談等を通じた、各学校への支援が必要である。

なお、障害のある子どもについては、学校に加え、放課後等デイサービス等の放課後支援機関で過ごす時間も長い場合があることから、学校や教育委員会関係者が、日常的に放課後等デイサービスの事業者等との連携を図ることも、継続的な教育相談を行う上で有用である。

また、教育支援委員会等については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、児童生徒等の就学後の「学びの場」の変更等についての助言も、その役割に含まれることに留意する必要がある。

（３）就学先の検討、変更

①特別支援学校から小・中学校への転学

特別支援学校に在学する児童生徒について、その障害の状態等の変化により小・中学校への就学が適当であると思料する場合においては、当該特別支援学校の校長は、その旨を、都道府県教育委員会を経由して市町村教育委員会へ通知する。（学校教育法施行令第6条の3第1項、第2項）

市町村教育委員会は、これを踏まえ、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、新たに小・中学校へ就学させるか、引き続き特別支援学校に就学させるかの判断を行う。（学校教育法施行令第6条第3号、第6条の3第3項）

なお、この他に、特別支援学校に在学する児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合においても、特別支援学校に在籍する児童生徒に対して、小・中学校への就学通知が発出されることとなる。（学校教育法施行令第6条の2第1項）

②小・中学校から特別支援学校への転学

小・中学校に在学する障害のある児童生徒について、その障害の状態等の変化により、これらの小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料する場合においては、当該小・中学校の校長は、その旨を、市町村の教育委員会へ通知する。（学校教育法施行令第12条の2第1項）

市町村教育委員会は、これを踏まえ、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、特別支援学校へ転学させるか、引き続き現在の小・中学校に就学させるか、新たな別の小・中学校へ転学させるかの判断を行う。（学校教育法施行令第12条の2第2項、第3項、第6条第6号）

なお、この他に、小・中学校に在学する児童生徒が新たに視覚障害者等となった場合においても、その旨が校長から市町村教育委員会に対して通知される。（学校教育法施行令第12条第1項）

その上で、当該児童生徒について、視覚障害者等となったことにより、これらの小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料する場合においては（思料する場合に限り）、当該小・中学校の校長は、その旨を、併せて市町村教育委員会に通知する。市町村教育委員会は、これを踏まえ、同様に、当該児童生徒について再度就学先の検討を行う。（学校教育法施行令第12条第2項、第3項、第6条第5号）

（４）小・中学校での学びの場の変更

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではない。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子供の育ちを見通しながら、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要である。

そのためには、子供一人一人の発達程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要である。その上で、市町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要がある。

なお、本人及び保護者と市町村教育委員会や学校等で学びの場の変更について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子供の学びの場の変更を決定するものである。

学びの場の見直しについては、関係者による会議などにおいて、子供の状況を適切に評価しながら、子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討した上で判断するものであり、最初に学びの場の変更について定めた上で決定するものではない。（令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供の教育支援の手引」より）

V 障害の状態等に応じた教育的対応

1 特別支援教育について

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。（「特別支援教育の推進について（通知）」19文科初第125号より）

平成15年3月、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議）が示され、これにより、障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害の児童生徒も含め障害のある児童生徒に対して一人一人の教育的ニーズを把握して適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が図られることとなった。その背景は、ノーマライゼーションの進展、障害の重度・重複化及び多様化、本人や保護者の教育に対するニーズの高まりなどが考えられる。

具体的には、教育的支援を効果的・効率的に行うため「個別の教育支援計画」を作成すること、関係機関との連絡調整役として「特別支援教育コーディネーター」を指名するなどして校内支援体制を整備すること、また、地域において質の高い教育的支援を支えるネットワークとして「広域特別支援連携協議会」を設置することなどが提言された。

平成17年12月には、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（中央教育審議会）が示された。この答申では、「盲・聾・養護学校」を、障害種を超えた学校制度（特別支援学校）に転換すること、特別支援学校の機能として、小・中学校等に対する支援を行う地域の特別支援教育センターとしての機能を明確に位置づけること、小・中学校において特別支援教育を推進すべきことを関係法令において明確に位置づけること、さらに、LD、ADHDの児童生徒を新たに「通級による指導」の対象者とするなどが提言された。これらを受け、平成18年4月、施行規則が改正され、一部特別な指導を必要とする通常の学級に在籍するLD、ADHDの児童生徒が「通級による指導」の対象に加えられた。

平成19年4月、学校教育法の一部改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への名称の変更とともに、「特別支援学校」の創設、「特別支援学級」への名称変更、小・中学校等の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒への指導・支援等が制度化され、特別支援教育が本格実施となった。

また、平成18年12月に国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本も平成19年9月に同条約に署名するとともに、同条約の批准に向けて、平成23年には障害者基本法の一部改正が行われた。これと並行して、文部科学省においても中央教育審議会初等中等教育分科会において、今後の特別支援教育の在り方に関する議論が進められ、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築

のための特別支援教育の推進」として報告書が出された。同報告の内容を踏まえ、平成25年8月26日には、障害のある児童生徒等の就学先を決定する仕組みの改正、障害の状態等の変化を踏まえた転学に関する規定の整備等の学校教育法施行令の一部改正が行われ同年9月1日に施行された。

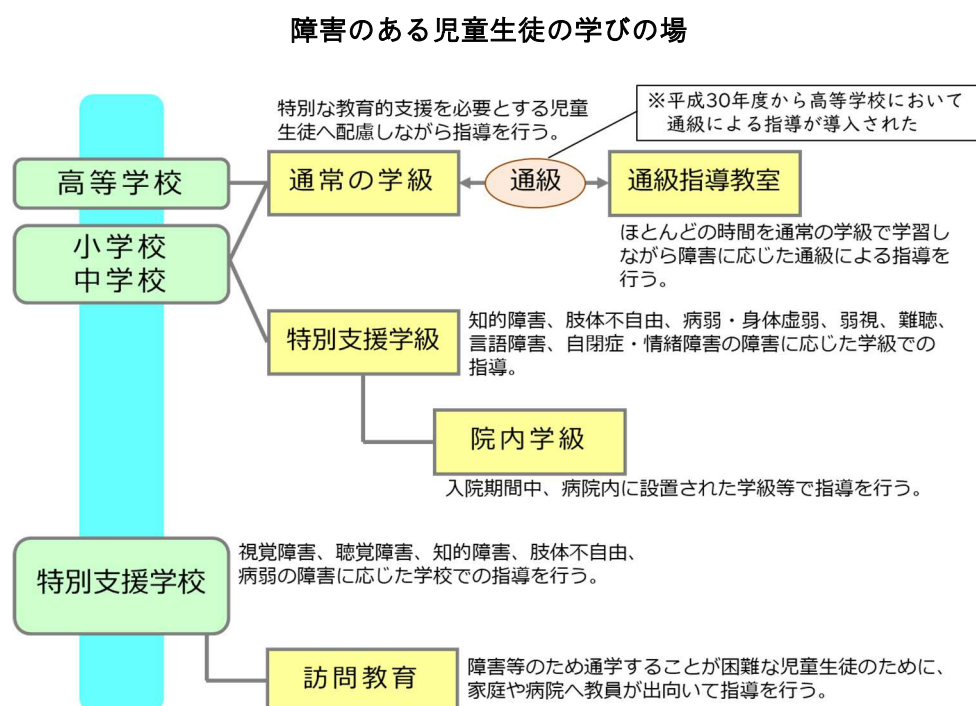
学校教育法施行令の一部改正により、特別支援学校の就学基準に該当する障害のある児童生徒等は、原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みが改められたことから、今後は、より一層丁寧な就学に関する教育相談や支援を求められるとともに、障害のある児童生徒が学ぶ場として通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの教育内容の充実を図ることが求められている。なお、平成30年度より、高等学校における通級による指導が開始された。

2 障害のある児童生徒への教育

障害により小・中学校の通常の学級での指導を受けることが困難であり、通常の学級の指導では十分な教育的効果が期待できない児童生徒に対しては、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うため、特別支援学校又は小・中学校の特別支援学級、通級指導教室において、特別な配慮の下に、より手厚く、きめ細かな教育を行うことが必要である。

特別支援学校や特別支援学級では、一人一人の障害の状態に応じた指導を行うため、少人数で学級が編制され、当該分野についての知識・経験を有する教職員が配置されている。また、障害に応じた特別の施設や教材の整備及び一人一人の教育的ニーズに対応した教育課程を編成し、柔軟な教育内容・方法等により、障害のある児童生徒の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加することをめざした教育が実施されている。

また、通級指導教室では、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害等のある子どもを対象に、週1単位時間から8単位時間程度（学習障害、注意欠陥多動性障害については、年10単位時間からの指導が可能）の通級による指導を行い、発達や障害の状況に合わせた指導を行っている。



（１）通級による指導

小・中学校における通級による指導は、施行規則第１４０条および１４１条に規定され、通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（いわゆる通級指導教室）で行うものであり、対象となる障害の種類は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、ＬＤ、ＡＤＨＤである。

本県では、言語障害通級指導教室、発達障害・情緒障害通級指導教室、言語障害・発達障害・情緒障害通級指導教室、難聴通級指導教室を設置している。なお、平成３０年度より、高等学校における通級による指導が実施されている。

高等学校における通級による指導は、平成３０年に制度化され、基本的な考え方は小・中学校と同様としつつ、高等学校における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間７単位を超えない範囲で当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるとされている。

本県では、平成３０年度より、一部の高等学校で通級による指導が実施されている。

（２）特別支援学級

特別支援学級は、学校教育法第８１条に規定され、特別支援学校に比べ障害の程度が軽く、しかも通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象とし、必要に応じて設けられる特別に編制された学級である。対象の障害の種類は、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害及びその他がある。

本県では、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級を設置している。

（３）特別支援学校

特別支援学校の設置目的は、学校教育法第７２条に規定されており、学校教育法施行令第２２条の３に示された就学基準による視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱・身体虚弱のある者を対象とする学校として設けられている。

また、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、可能な限り教育を受ける機会を提供する趣旨から、特別支援学校から教員を家庭、児童福祉施設や病院などに派遣して指導を行う、いわゆる訪問教育が行われている。

本県の特別支援学校

設置	学校名	障害種別	設置学部	寄宿舍	通学区域等
山梨県	盲学校	視覚障害	幼小中高	有	県下全域
	ろう学校	聴覚障害	幼小中高	有	県下全域
	甲府支援学校	肢体不自由	小中	有	中巨摩郡、甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市及び中央市
			高		西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市及び中央市
	あけぼの支援学校	肢体不自由	小中高	無	韮崎市、南アルプス市及び北杜市。ただし、山梨県立あけぼの医療福祉センターで加療中の者については県下全域

	わかば支援学校	知的障害	小中	有	中巨摩郡，韮崎市，南アルプス市，北杜市，甲斐市及び中央市（旧豊富村の区域を除く。）
			高		西八代郡，南巨摩郡，中巨摩郡，韮崎市，南アルプス市，北杜市，甲斐市及び中央市（旧豊富村の区域を除く。）
	同 ふじかわ分校	知的障害 肢体不自由	小中	無	西八代郡及び南巨摩郡
	やまびこ支援学校	知的障害 肢体不自由	小中高	有	南都留郡のうち道志村，北都留郡，都留市，大月市及び上野原市
	富士見支援学校	病弱	小中	無	県下全域（地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院で加療中の者に限る。）
	同 旭分校	病弱	小中	無	県下全域（地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院で加療中の者に限る。）
	ふじざくら支援学校	知的障害 肢体不自由	小中高	無	南都留郡（道志村を除く。）及び富士吉田市
	かえで支援学校	知的障害	小中高	無	甲府市，山梨市，笛吹市，甲州市及び中央市（旧豊富村の区域に限る。）
	特別支援学校 うぐいすの杜学園	病弱	小中	無	県下全域（山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜に児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定に基づき措置中の者に限る。）
	高等支援学校桃花台学園	知的障害	高	有	県下全域
国	山梨大学教育学部附属 特別支援学校	知的障害	小中高	無	募集要項による

3 障害の特性と就学支援

（１）視覚障害

視覚障害のある子どもに必要な教育的対応の内容等に応じて，指導形態，指導方法等を弾力的に考えることが大切である。この場合，学習上の特性を踏まえて，個々の視覚障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばす観点が重要である。例えば，視覚を中心として学習を行う子どもか，視覚以外の触覚や聴覚等を中心として学習を行う子どもか，読みや書きの速さはどの程度かなどといった点を考慮することが必要である。

また，必要な教育的対応の程度や時期を明確にすることも大切である。例えば，配慮が毎日必要なのか，特定の時間や特定の場合にのみ必要なのかといった必要性の程度，入学時に必要なのか，低学年で必要なのか，卒業まで継続的に必要なのかといった指導時期等を考慮することが重要である。

さらに，個別的な対応の必要性の判断も大切である。例えば，触覚や聴覚等を活用した学習が中心となる場合，多人数の中での一斉指導では十分な理解に困難があり，一対一又は小グループでの個別指導が望ましい場合もある。このような個別的な対応の必要性は，視力などの視機能障害の程度だけでは判断できない場合も少なくないので，子どもの実態に応じて慎重に検討することが大切である。

本県では視覚障害者を対象とする特別支援学校として，甲府市に県立盲学校を設置している。盲学校には幼稚部，小学部，中学部，高等部（本科普通科，本科保健医療科，

専攻科保健医療科，専攻科理療科）があり，ここでは，点字や拡大鏡等による読み書きの学習や，物に触れて観察したり，耳から多くの情報を得たりするなどの方法によって，幼稚園，小・中学校，高等学校に準ずる教育を実施し，一人一人の自立を図る教育を行っている。また，盲学校は通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置している。

さらに，盲学校の専門性を発揮し乳幼児から成人までを対象とした相談支援センターを設置し，視覚障害に関する教育相談を行っている。

小・中学校に編制されている弱視特別支援学級では，視覚障害の程度が比較的軽度の児童生徒が学習している。また，通常の学級においても，拡大教科書や単眼鏡等を使用し，特別な配慮を受けながら学習している事例もある。

（２）聴覚障害

一般的に乳幼児は，家庭の中で養育され，場合によっては保育所あるいは幼稚園の保育や教育を受け，それらの中で，人間としての基本的な発達に必要な種々の刺激を受けて成長する。このことは，聴覚に障害のある子どもにとっても同様である。

また，聴覚に障害のある子どもには，その障害のため，受容する情報量が極端に少なくなることが考えられる。したがって，このような刺激が，特に必要になるといえる。そこで，家庭における養育又は保育所や幼稚園における保育や教育においては，人間としての基本的な発達に必要な種々の刺激が，子どもに対して自然にかつ豊富に与えられるよう配慮することが大切である。しかし，多くの場合，保護者は障害についての知識や経験をもち合わせていないので，専門家の適切な指導・助言が必要になる。また，聴覚障害の状態によっては，一般の保育所や幼稚園において，このような子どもの特別な保育上あるいは教育上の必要性に十分にこたえることは難しいといえる。したがって，特別支援学校（聴覚障害）等における教育相談の機会や幼稚部を活用するなど，早期からの適切な教育的対応が必要である。

聴覚に障害のある子どもについては，早期から言葉の習得を促す指導を行うとともに，一人一人の発達段階に応じたコミュニケーション活動を工夫し，言葉の力を伸ばす指導を行いながら，系統的な教科指導を行うことが大切である。

本県では聴覚障害者を対象とする特別支援学校として，山梨市に県立ろう学校を設置している。ろう学校には幼稚部，小学部，中学部，高等部があり，補聴器を使ったきこえの学習や，音や言葉を聞き分ける指導，相手の口の形や手話で言葉を読みとる学習などを通して，幼稚園，小・中学校，高等学校に準ずる教育を実施している。また，通学することが困難な児童生徒のために寄宿舎が設置されている。幼稚部では３歳からの早期教育にも力を入れているほか，乳幼児教育相談として，０歳からの教育相談に応じており，聴覚障害に気付いたら早期にろう学校の教育相談を受けることが重要となる。

さらに，ろう学校の専門性を発揮し，乳幼児から成人までを対象とした相談支援センターを設置し，聴覚障害に関する教育相談を行っている。

小・中学校に編制されている難聴特別支援学級では，聴覚障害の程度が比較的軽度の児童生徒が学習している。また，通常の学級においても，FM補聴器を装着する等し，特別な配慮を受けながら学習している事例もあり，この場合は，ろう学校における難聴児を対象とした通級による指導を活用することも考えられる。

（３）知的障害

２～３歳以降，言語発達の遅れから保護者が気付いたり，乳幼児健康診査で言語発達が遅いことが分かったりすることを契機に，その後の児童相談所における判定や医療機関における診断により，知的障害があることが判明することが多い。

また、染色体異常（ダウン症候群等）や、遺伝性疾患があることが先に診断され、知的障害が推定されることもある。

保護者が子どもに障害があることが分かったときの気持ちを出発点として、障害を理解する態度をもつようになるまでの過程においては、関係者の十分な配慮、つまり保護者の心情理解が特に必要とされる。また、保護者が子どもの障害や発達の実態を的確に把握し、それに即した教育の方針、方法が考えられるよう配慮して、教育相談等を行いながら個別の教育支援計画を作成し、子どもの就学先について総合的に判断していくことが大切である。

一般に、乳幼児期から青年期までの各時期を通じて、教育効果を上げるためには、保護者や家族の適切なかかわりが必要である。しかしながら、保護者は、知的障害のある子どもの生活習慣の身に付け方や学習の仕方などへの配慮について十分に知識や情報を得ていない場合も多い。そのため、各発達段階において、学校や教育相談機関等が、一人一人の子どもの状態に即しながら、保護者や家族に情報提供し、適切な助言や支援を行っていくことが大切である。

本県には、知的障害者を対象とする特別支援学校が7校設置（知・肢併置校3校を含む）されており、小学部、中学部、高等部がある。一人一人の実態に応じて、日常生活の指導や集団生活に適応するための指導、生活に役立つことばや数などの教科の指導を行っている。中・高等部では、作業学習や現場実習などを通して、働く力や社会に参加する力を育てる指導も行っている。また、通学が困難な児童生徒のために、寄宿舎を設置している学校もある。

就学支援においては、学校参観や学校公開の機会に特別支援学校の実際の授業場면을参観したり教育相談を受けたりするなどして、特別支援学校の教育の実際について正しい理解が得られるようにすることが大切となる。

また、小・中学校に編制されている知的障害特別支援学級では知的障害の程度が比較的軽度の児童生徒が学習している。

なお、知的障害は、通級による指導の対象とはならないことに留意する必要がある。

（４）肢体不自由

肢体不自由のある多くの子どもの場合、病院から保健所に連絡が行き、保健師による支援が開始される。また、健康診断時の所見等から、医師や保健師から児童発達支援施設等が紹介され、早期からの療育とともに我が子の障害に戸惑いを感じている保護者への育児相談が開始される。

また、就学前の段階から義務教育段階への移行期において、多くの保護者は就学先の決定に対して不安を抱いている時期である。よって、市町村の教育委員会が中心となり、このような保護者の気持ちを十分にくみ取りながら、早期からの継続した教育相談が安心して受けられるように工夫することが大切である。その際、市町村の教育委員会が中心となって、子どもとその保護者を支えてきた関係者間と情報を共有しながら、就学先となる学校での教育支援が円滑に進むように、個別の教育支援計画を作成して学校に引き継いでいくことが適当である。

早期からの教育相談には、子どもの障害の理解に係る保護者への支援、保護者が肢体不自由のある子どもとのかかわり方を学ぶことにより良好な親子関係を形成するための支援、肢体不自由という障害特性からくる乳幼児期の感覚や認知の発達を促すようなかかわり方についての支援、肢体不自由による学習上又は生活上の困難の軽減・改善に関する保護者の理解への支援、特別支援教育に関する情報提供等の意義があり、教育委員会においても、障害のある子どもを養育する家族に対する支援に積極的に取り組む必要

がある。

肢体不自由のある子どもにとって、その障害を早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障害のある子どもを支える家族に対する支援という観点からも、大きな意義があるものである。

本県には肢体不自由者を対象とする特別支援学校が5校設置（知・肢併置校3校を含む）されており、肢体不自由のため、移動することや日常生活動作を行うことが難しい子どもを対象に、身体の動きに関する学習など、一人一人に応じたきめ細かな指導を行っている。

通学のために、車いすに乗ったまま乗り降りができるリフト付きのスクールバスを運行したり、寄宿舎を設置したりしている学校もある。

小・中学校に編制されている肢体不自由特別支援学級では、肢体不自由の程度が比較的軽度の児童生徒が学習している。

（５）病弱・身体虚弱

病弱も身体虚弱も、医学用語ではなく一般的な用語である。病弱とは心身の病気のため弱っている状態を表している。また、身体虚弱とは病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態を表している。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返し起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しない。

病弱及び身体虚弱の子ども（以下、病弱児という）の中には、医師や看護師、心理の専門家等による治療だけでなく、学習への不安、病気や治療への不安、生活規制等によるストレスなどの病弱児の心身の状態を踏まえた教育を必要とすることが多い。

例えば、病気の治療過程で吐き気や痛み等を伴うことがあり、病気や治療への不安を抱えていることがある。また、入院中の子どもの場合には、親や兄弟と離れて生活する不安、行動や生活が制限されることへの不満などを抱えている。更に入院や通院等のため学校で学習できないことが繰り返し起こり、その結果、学校での学習内容が理解できない、授業について行けないという不安を抱えていることも多い。そのため病弱及び身体虚弱の子どもに対して行われる教育（以下、病弱教育という）においては、このような状況を理解した上で指導に当たらなければならない。

本県では、病弱者を対象とした特別支援学校として県立中央病院併設の富士見支援学校、県立北病院併設の富士見支援学校旭分校、県立子ども心理治療センターうぐいすの杜併設の特別支援学校うぐいすの杜学園を設置している。

また、山梨大学医学部附属病院、市立甲府病院、富士吉田市立病院では、病院内に、入院中の子供のために小・中学校の特別支援学級（院内学級）を設置している。また、小・中学校に病弱・身体虚弱特別支援学級を置く場合もある。

（６）言語障害

言葉の発達の遅れは知的障害、難聴、肢体不自由（特に脳性まひ）、発語器官のまひや変形、てんかんその他の小児神経学的問題、自閉症・情緒障害などのほか、その他各種の環境的な問題に起因することがあり、原因の特定は難しい場合がある。

早期の相談の主訴の多くが、言葉が出ない、言葉が遅い、発音が不明瞭である、言葉が繋がらない、一語文である、言葉が少ない、表現が幼稚であるなど言葉に関するものである。また、言語障害以外の障害による発達の遅れのある子どもの多くも言葉の遅れを伴うことが多い。

口蓋裂のように、生後すぐに医療を必要とする場合や、構音障害・吃音（きつおん）のように、3～5歳くらいになると障害の状態が顕著になる場合がある。

言語障害教育を効果的に進めていくためには、子どもの発語行動の面にどのような問題があり、それがどのような性質のものであり、どのような手段で解決できそうか、という教育的判断がまず必要になる。

反面、言語障害は、日常の生活や教科等の学習への影響が少ないと考えられやすく、見逃されやすかったり、対応が遅れたりしがちになったりすることがある。

単に、おとなしい子どもと思われたり、困っている状況が理解されなかったりすることがあるため、障害の発見が遅れたり、発見されても放置されたりすることが少なくない。しかし、表面的に表れる障害の程度とは異なり、子ども自身が感じている苦しみが予想以上に大きかったり、劣等感、欲求不満などの情緒面への影響が甚大であったりすることもある。こうしたことが、本人の自己肯定感や自己実現に影響を与えたりすることが少なくない。そのため、指導内容を考える際には、言語機能の障害の改善・克服とともに、本人の心理的・情緒的な側面に対する支援も重要である。

言語障害は、目立ちやすい話し方の特徴があるため、聞き手に話の内容が伝わりにくく、人間関係にも支障をきたすような状態がある。「からす」を「タラス」、「さかな」を「チャカナ」と発音したり、吃音があったり、単語だけで話したりことばがつながらなかったりするなど、話し方に障害のある子どものために、本県では言語障害を対象とする通級指導教室を設置し通級による指導を行っている。

言葉の遅れの原因は多様であり、運動障害、知的障害、自閉症、発達障害等がその要因となっていることがあるため、障害の状態に応じた適切な教育の場や指導方法についての十分な検討が求められる。

また、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を十分聴いた上で、言語障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、総合的かつ慎重に行わなければならない。

（7）自閉症

自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、小学生年代まで問題が顕在しないこともある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

自閉症は、多くの場合、乳幼児期における健康診査（乳幼児健診と称される）などで、周囲の大人や子どもに対する関心のあることや音に対する過敏性や鈍磨性の様子などから、指摘されることがある。

ただし、音に対する反応だけから自閉症であることが疑われることは稀で、乳幼児期に気付かれるのは、言葉の遅れや働きかけへの反応の乏しさ、マイペースな行動などが多いとされていることに留意が必要である。

幼児期になり、幼稚園等の就学前機関における、同年代の友達とのかかわりや小集団での生活が始まると、自閉症という障害の特性から生じる生活上の困難さとそれへの対応の難しさが現れる場合が多い。

自閉症の教育的対応は、当初は困難であることが多いと指摘されている。それは、親密で安定した情緒的な関係を築くことの難しさ、こだわりや興味・関心のある限定による集団生活の難しさ、周囲が受け入れられない行動への対処の難しさが見られるからであり、その他にも刺激に対する過敏性や行動上の問題（自傷行為や睡眠障害など）などへの対応が困難であるからである。

適切に対応する上で、そのような、困難さを理解することが、特に重要である。具体的な対応としては、例えば、状況の認識に困難が伴うことを支援するために環境を分かりやすく構造化する、ある一定の生活のリズム（活動の時間帯や内容等）を継続して提供すること、いろいろな活動場面でしばしば混乱することへの対応、個々に特有な課題、適した時間帯、適した接し方で対応するなどがあげられる。さらに、人とのかかわりや活動への適切な参加の仕方などを、学習課題として明確化し、早期から対応していくことが大切である。

（８）情緒障害

情緒障害とは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいう。

心理面で感情や気分の変化は、一般に、どの人にも起きることであるが、多くは一過性であり、すぐに消滅するので問題にされることは少ない。しかし、それが何度も繰り返されたり、激しく現れたりするなどして、社会的な不適応状態を来す場合がある。そのような状態にある子どもについては、特別な教育的対応が必要であることが多い。

また、情緒障害の現れ方としては、自分でも何が原因か、何に自分がこだわっているのかにも気づかず、外出しない状態が長期化することで、閉じこもるような傾向が強くなったり、適切な対人関係が形成できなかつたりする一方で、他人を攻撃したり、破壊的であつたりするような行動も見られる。さらに、多動、常同行動、チックなどとして現れる場合もある。

情緒障害教育の対象は、その障害により、社会的適応が困難となり、学校などで集団活動や学習活動に支障のある行動上の問題を有する子どもであり、主として心理的な要因の関与が大きいとされている社会的適応が困難である様々な状態を総称するもので、選択性かん黙、不登校、その他の状態（重症型のチックで薬物療法の効果が見られない事例など）の子どもである。

これらの主として心理的な要因による選択性かん黙等があり社会生活への適応が困難であつたりする子どもの教育は、自閉症・情緒障害特別支援学級で行う。また、大半を通常の学級で過ごせる程度の状況の場合は、発達障害・情緒障害を対象とした通級指導教室で指導を行う場合もある。

（９）学習障害（LD）

LDとは、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すものである。

LDのある子どもは、「単に学習が遅れている」あるいは「本人の努力不足によるもの」などとみなされ、障害の存在が見逃されてしまうことが多い。保護者や学校教育関係者が障害の特性に応じた指導や支援が必要であることを十分に認識し、低学年のうちから適切に対応することが必要となる。

LDのある子どもに対しては、通常の学級において、必要に応じて適切な配慮をしつつ指導することが基本となるが、その障害の状態に応じて一部特別の指導が必要であると判断される場合は、通級による指導の対象となる。

一般に、就学に関する相談は入学時や学年始めに集中するが、LDのある子どもの場合は、学期の途中で特別な支援の必要性が生じることもある。したがって、校内委員会においては、日ごろから気になる子どもの実態を把握したり、学習障害のある子ども等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞いたりして、通級による指導の対象と

することや、通常の学級における適切な配慮や指導上の工夫を講ずるなどの対応が行えるようにすることが大切である。

本県では、主に発達障害・情緒障害を対象とする通級指導教室においてLDのある児童生徒の指導を行っている。

（１０）注意欠陥多動性障害（ADHD）

ADHDとは、年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示すものである。

ADHDのある子どもについては、幼少期より気が散りやすく、じっとしていることができない傾向がある。また、忘れ物や紛失物が多い。そのため、周囲の大人から行動を強く規制されたり、叱責を受けたりする場面が増える可能性が高い。

もちろん危険な行為は制止する必要があるが、こういったことの繰り返しにより、自己肯定感が低下し、「自分はどうせ、何をやっても叱られる」「やりたいことは大人に禁止されてばかりだ」といった無力感に陥ってしまう危険性が高い。

ADHDのある子どもの気になる行動は、この障害の特性によるものだということにできるだけ早期に気付く、本人の自己肯定感が低下することのないような対応をすることが重要である。

そのためには、叱責するよりも望ましい行動を具体的に示したり、行動の良い面を積極的に探して褒めたりすることが効果的である。

通級による指導を行うに当たっては、特別支援学校の学習指導要領における自立活動を参考にした指導を中心にしながら、ADHDの特性や、子ども一人一人の個別の教育的ニーズに十分配慮することが大切である。

実際の指導では、指導の目標や内容・方法等を踏まえ、必要に応じて、個別指導とグループ別指導を適切に組み合わせて行うことが求められる。加えて、障害の状態の改善又は克服を目的とした指導と、各教科の補充指導について、それらを適切に組み合わせて行うことが効果的である場合には、適切な配慮の下に実施することが大切である。また、ADHDのある子どもについては、月１単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人一人の状態に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要である。

本県では、主に発達障害・情緒障害を対象とする通級指導教室においてADHDのある児童生徒の指導を行っている。

Ⅵ 就学支援のためのQ&A

Q1：就学先を決定するに当たり、市町村教育委員会には、どのような責任があるのでしょうか？

A：市町村教育委員会の判断の重要性

平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる地方分権一括法）により、就学事務は国の機関委任事務から市町村教育委員会が行う自治事務に変更されました。そのため市町村教育委員会は、子どもの教育について、地域の実情を踏まえ、自己決定・自己責任の原則の下、就学事務を行うことが求められています。

○学齢簿の作成について

学齢簿を編製するのは、当該児童生徒の住所地の市町村教育委員会です。（学校教育法施行令第1条 学齢簿の編製）

「編製」とは、作成のことであり、加除修正、保管学齢簿に関する一切の事務を指しています。児童生徒等が特別支援学校に就学する場合や、区域外就学をしたり、国立や私立の学校に入学したりする場合であっても、学齢簿はあくまでも当該児童生徒の住所地の市町村教育委員会にあります。

Q2：就学事務とは、どのようなものですか？

A：就学事務について

学齢児童生徒の義務教育諸学校（小・中学校又は特別支援学校の小・中学部）への就学に関し、教育委員会などが処理すべき一定の事務のことをいいます。

ここでいう「事務」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第4項※（教育委員会の職務権限）で述べられている、「学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。」に該当します。

また、就学義務を確実に履行させるため、地方公共団体は、法律で定められた一定の就学に関する事務手続きを行うこととされています。このことが就学事務であり、学校教育法施行令第1条から第22条に明記されています。

（※平成26年6月20日付けで改正され、平成27年4月1日から施行）

Q3：就学義務の猶予又は免除について、猶予・免除の事由、手続について教えてください。

A：就学猶予・免除とは

我が国においては、全ての国民は日本国憲法第 26 条、教育基本法第 5 条により、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負っており、学校教育法第 16 条において 9 年の普通教育を受けさせる義務について、学校教育法第 17 条において就学義務について規定しています。日本国民に対して、この就学義務が猶予又は免除される場合とは、学校教育法第 18 条により、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる場合とされています。

○ 就学猶予・免除となる場合とは

ここでいう「病弱、発育不完全」については、特別支援学校における教育に耐えることができない程度としており、より具体的には、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者を対象としています。

その他やむを得ない事由」としては、

- ・児童生徒の失踪
- ・児童自立支援施設又は少年院に収容されたとき
- ・帰国児童生徒の日本語の能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等日本語の能力を養うのに適当と認められる措置が講ぜられている場合
- ・重国籍者が家庭事情等から客観的に将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる事由があるとき
- ・低出生体重児等であって、市町村の教育委員会が、当該児童生徒の教育上及び医学上の見地等の総合的な観点から、小学校及び特別支援学校への就学を猶予又は免除することが適当と判断する場合

といった事例が考えられます。

一方、学校教育法は日本国内において効力を有するものとされており、同法に定める就学義務も、日本国内に居住する学齢児童生徒を持つ、国内居住の日本国籍の保護者に対して課されるものと解されています。この場合、実際に学齢児童生徒や保護者が日本国内に居住しているか否かで判断することとなります。よって、

- ・学齢児童生徒が保護者と一緒に国外に転出、
- ・学齢児童生徒が一方の保護者と一緒に国外に転出（もう一方の保護者は国内に居住）、
- ・学齢児童生徒が単独で国外に転出（保護者は国内に居住）、
- ・学齢児童生徒は祖父母等と国内に居住し、その保護者が国外に転出

といった場合については、学齢児童生徒又は保護者が国外に転出しているため、いずれの場合も保護者に就学義務は課されず、保護者の就学義務の猶予又は免除の事案とはなりません。

また、就学義務を猶予又は免除する際には、学校教育法施行規則第 34 条の規定に基づき、保護者から市町村の教育委員会に対して願い出が必要となり、その際、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければなりません。

保護者からの願い出なしに市町村教育委員会独自の判断で就学義務の猶予又は免除はできないことに留意してください。

（※本文は文部科学省ホームページ「就学事務 Q&A 8.就学義務の猶予又は免除について」から引用しています。）

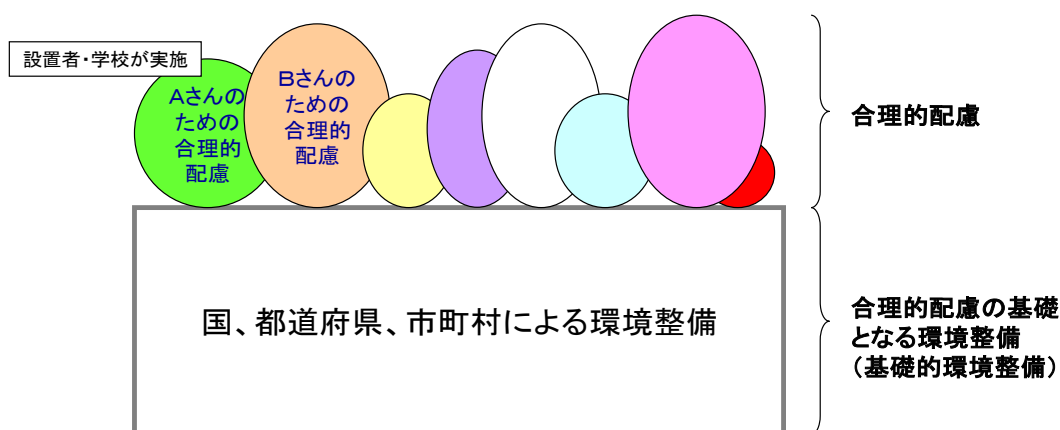
Q4：基礎的環境整備，合理的配慮について教えてください。

A：「合理的配慮」とは，障害のある子どもが，他の子どもと平等に教育を受けられるよう，学校の設置者及び学校が必要な変更・調整を行うことであり，一人一人の子どもに対し，その障害の状況に応じて必要とされるものです。

また，「学校の設置者及び学校に対して，体制面，財政面において，均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされています。「均衡を失した」又は「過度の」負担については，個別に判断されるものであること，提供する側の市町村教育委員会が判断することとなります。

「合理的配慮」が一人一人の子どもに対して，個別的に提供されるものであるのに対し「基礎的環境整備」とは不特定多数の子どものために提供されるべきものを指しています。制度的なものであったり，ハード的なものが「基礎的環境整備」に当たります。例えば，スロープやエレベータは不特定多数が利用するものなので，基礎的環境整備といえます。

合理的配慮と基礎的環境整備の関係



障害のある子どもに対する支援については，法令に基づき又は財政措置により，国は全国規模で，都道府県は各都道府県内で，市町村は各市町村内で，教育環境の整備をそれぞれ行う。

「合理的配慮」の基礎となる環境整備 → 「基礎的環境整備」

平成28年4月1日には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され，国，都道府県，市町村の役所や事業所，店などで，障害を理由とする差別が禁止されています。文部科学省においても「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」（平成27年11月）が示され，社会的障壁の除去についての合理的配慮が具体的に示されるとともに，そのための基礎的環境整備の充実に関しても示されています。具体的に示された事例等を参考に，合理的配慮の提供と，そのための基礎的環境整備への理解を深め，取り組みを推進して行くことが必要になります。

Q5：特別支援学校への就学基準とされていた学校教育法施行令第22条の3の扱いについて教えてください。

A：平成25年9月1日に施行された学校教育法施行令の一部改正では、特別支援学校の対象とされている視覚障害者等の障害の程度を示している学校教育法施行令第22条の3がなくなっただけではありません。特別支援学校へ就学できる条件となっていますので、この障害の程度に達しない場合は、特別支援学校への就学対象とはなりません。

Q6：就学先の決定に当たり、市町村の教育委員会と保護者で合意形成に至らなかった場合の対応はどのようにすればよいですか？

A：児童生徒等の就学先の決定は、市町村教育委員会が行うことを前提に、可能な限り保護者との合意形成を図ることが必要です。

教育委員会が、早期からの教育相談・支援による相談機能を高め、合意形成のプロセスを丁寧に行うことにより、十分な話し合いの機会が設けられ、意見が一致するように努めることが重要となりますが、それでも意見が一致しない場合が考えられます。

合意形成が図られなかった場合の対応としては、地区教育支援委員会等に助言を求め、調整を図ることが考えられます。それでも、意見の一致が見られない場合は、各教育事務所を通じて県教育委員会へ助言を求めることが考えられます。

市町村教育委員会は、あらかじめ本人・保護者に対し行政不服審査制度も含めた就学に関する情報提供を行っておくことが望まれます。

Q7：特別支援学校、特別支援学級の学級編制について教えてください。

A：特別支援学校の学級編制については、「山梨県特別支援学校学級編制要綱」に定められています。特別支援学校は、学校教育法施行令第22条の3に定められている障害の区分に基づいて設置されています。児童生徒等の障害が1つであれば「単一障害学級」、2つ以上併せ有する場合は「重複障害学級」として編制されることとなります。詳細については、資料編を確認してください。

小・中学校に編制されている特別支援学級については、市町村（組合）教育委員会と県教育委員会が協議し、必要に応じて編制されることになっています。編制される場合は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の第5条により他の学級編制と同様に事後届出制となっています。

また、1学級当たりの児童生徒数については、山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則（昭和34年山梨県教育委員会規則第4号）により1学級の児童生徒数が7人と規定されています。

Q8： 特別支援教育に関する校内委員会、特別支援教育コーディネーターの役割について教えてください。

A：○校内委員会

校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置します。校内委員会は次のような役割を担います。

- ・児童等の障害による学習上または生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- ・教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。
（個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む）
- ・教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- ・障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、インクルーシブ教育相談支援チームに求めるかどうかの検討。
- ・特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- ・教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り。
- ・必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検証するためのケース会議を開催。

○特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進します。

- (1)学校内の関係者との連絡調整（児童等の情報を収集し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校内の専門スタッフとつなげていく。）
 - (2)ケース会議の開催（児童等の状況の共有や課題の明確化、今後の具体的な支援内容や方針の確認）
 - (3)個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成（担任と積極的に連携し作成、活用）
 - (4)外部の関係機関との連絡調整（特別支援学校のセンター的機能や、他の教育機関、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整）
 - (5)保護者に対する相談窓口（担任とも連携して対応）
- (1)～(5)のような責任を担い、様々なつながりをコーディネートします。

（※「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成 29 年 3 月）を参考に作成）

Q9：重複障害（ちょうふくしょうがい）について教えてください。

A： 原則として、学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有することを指しています。例えば、知的障害と肢体不自由、視覚障害と知的障害、視覚障害と聴覚障害等を併せ有することをさします。

しかし、実際の指導にあたっては、その必要性から、必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障害や情緒障害等を併せ有する場合も含めて考えてよいことになっています。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）では、第1章総則第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に、重複障害のある子どもの教育課程の編成に関する基本的事項が定められています。

Q10：訪問教育について教えてください。

A： 訪問教育は、障害の状態が重度であるか又は重複しており特別支援学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、特別支援学校の教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育です。

訪問教育については、当初昭和43年から44年にかけて、いくつかの県・市において就学猶予・免除者に対するいわゆる訪問指導として開始されたもので、その後中央教育審議会等での検討を経て、昭和53年に文部省から「訪問教育の概要（試案）」が発表され、訪問教育の趣旨、法的根拠、対象、教育課程等について示されました。

その後、昭和54年4月からの養護学校教育義務制の実施と同時に、各都道府県において、対象となる児童生徒の障害の状態とそれぞれのおかれている教育環境を考慮しながら、小学部、中学部の児童生徒で通学が困難な者等について、訪問教育が実施されるようになりました。このことは、それまで学校教育の対象とされなかったような重度・重複障害児に教育の機会を与え、すべての学齢児に対して義務教育を行うようにしたという点で重要な意味をもつものでした。

高等部における訪問教育については、中学部卒業後も継続して高等部教育を行うことは、義務教育段階で培われてきた自立し社会参加するための知識・技能等をより発展させる上で大きな意義があると考えられることから、「特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の平成9年1月の第1次報告において現行制度の枠内での試行的実施が提言されました。これに基づき、文部省から各都道府県教育委員会等に対し、「平成9年度より現行制度の枠内での試行的実施を行うことができる」との通知が出されました。

現在、訪問教育に関しては、学校教育法施行規則第131条第1項に「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、・・・・・・又は教員を派遣して教育を行う場合において、・・・・・・特別の教育課程によることができる。」と規定されています。

また、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領の総則にそれぞれ訪問教育に関する教育課程の編成や授業時数の取扱い等に関する規定が定められています。

（※独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のホームページを参考に作成）

Q11：「個別の教育支援計画」とは、なんですか？

A：「個別の教育支援計画」は、保護者を含めた教育、医療、福祉、保健、労働等の関係者などが、幼児児童生徒の状況や教育的支援の目標・内容等の情報を共有し、適切な指導と必要な支援を行うためのツールです。その作成と活用により、関係機関との連携が深まり、多くの人々との関わりの中で幼児児童生徒の生活が充実することが期待されるものです。

特別支援学校においては、平成21年改訂の学習指導要領でその作成が義務づけられ、長期的な視点で幼児児童生徒への教育的支援を行うために活用することが記されています。

また、29年3月に公示された小・中学校学習指導要領においては、特別支援学級に在籍する児童生徒及び、通級による指導を受ける児童生徒について個別の教育支援計画の作成が義務付けられるとともに、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対しても、必要に応じて合理的配慮の提供を行うことが求められ、その際には、「合理的配慮の内容について本人・保護者と可能な限り合意形成を図り、個別の教育支援計画に明記することが望ましい」とされ、積極的な作成が勧められています。

本県においては、独自の様式を作成し、その活用のための啓発にも取り組み、多くの特別支援学校、小中学校の特別支援学級においての利用が浸透しています。平成29年の改訂を受け、通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒における作成も積極的に推進し、長期的な視点に立ち、切れ目ない支援体制の実現を目指しています。

Q12：「サポートノート（相談・支援ファイル）」、「就学支援シート」とは、なんですか？

A：文部科学省では、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関において必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行う際の参考となる相談・支援手帳（ファイル）の作成を推進しており、本県では独自に「サポートノート」を作成し、活用を勧めています。

「サポートノート」は子供のよりよい成長を目的とした、保護者を含めた関係者同士の共通理解を深めるためのノートです。具体的には、保護者以外の療育や教育等の関係者へ子供の基本的な情報を伝える際に活用するもので、幼児期から就労までの間、継続して活用されます。

さらに、本県では「就学支援シート」によって、就学前の子供に必要な支援の内容が学校へと引き継がれ、入学後の早い時期に「個別の教育支援計画」が作成されることを目指しています。市町村教育委員会は、「就学支援シート」を作成することにより、就学先の学校へ、子供に必要な支援の内容、保護者の願い等について情報提供を行い、子供が学校生活をスムーズにスタートできるようにします。

「個別の教育支援計画」「サポートノート」「就学支援シート」いずれも、作成することが目的ではなく、それを活用することが目的です。子供とその子供に関わるあらゆる機関とを切れ目なくつなげるためのツールであり、その目的のために、最大限有効に活用されることが望まれます。

Q13：「個別の指導計画」とは、なんですか？

A： 各学校では、学校の教育目標に基づいて学年や学級の教育課程を編成しています。具体的には、各教科等のそれぞれの指導目標、指導内容等を書き込んだ年間指導計画、単元計画などを作成することです。

個別の指導計画は、それらに基づいて作成するものであり、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導目標、指導内容や方法を工夫し、継続的、発展的な指導を一貫して行うための教育計画の一つです。

特別支援学校では、次のとおり、各教科等の指導について作成し、指導の改善に努めることとしています。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年3月）第1章総則、第4児童の発達の支援、2 特別な配慮を必要とする児童への指導の（1）エには下記のように示されている。

各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。

一方、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童も、一人一人の障害の状態が異なっていることから、特別の教育課程を編成する際には「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を参考にして、各教科や自立活動の指導について「個別の指導計画」を作成してきました。

また、「小学校・中学校学習指導要領（平成29年4月）」では、次のとおり、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として必要に応じて「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成することが明記され、個々の障害に応じたていねいな指導を求めています。

小学校学習指導要領（平成29年4月）第1章総則第4（7） ※中学校も同様

障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする

Q14：「交流及び共同学習」とは、なんですか？

A： 障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指して行われているのが「交流及び共同学習」です。共生社会の実現のためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切です。

障害のある子どもが幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の子どもと共に活動することは、双方の子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たしており、地域や学校、子どもたちの実態に応じて、様々な工夫の下に進められてきています。

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されています。

○小学校学習指導要領（平成29年3月）第1章総則第5の2

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めること。
※中学校の学習指導要領にも同旨の記述あり。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）第1章総則第6節2の（2）

他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

なお、本県における交流及び共同学習については、次の3つの方法で行っている。

（1）学校間における交流及び共同学習（学校間交流）

特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校等の学校間において、幼児児童生徒相互の交流及び共同学習を行っています。

（2）地域における交流活動（地域交流）

障害のある幼児児童生徒に対する地域社会の理解を深めるため、特別支援学校と地域の人々、関係団体等との交流活動を実施しています。

（3）居住地の学校等における交流及び共同学習（居住地校交流）

特別支援学校に在籍している幼児児童生徒が、当該居住地の幼稚園、小・中学校等において交流及び共同学習を実施しています。